

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成29年9月15日(金) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 3時19分

出席者 委 員 委員長 広瀬昌子

茂呂健市 青木一男 白石幹男

大川秀子 天谷浩明 小堀良江

福田裕司

議 長 海老原恵子

傍聴者 大谷好一 針谷育造 坂東一敏

小久保かおる 古沢ちい子 関口孫一郎

針谷正夫 大阿久岩人 入野登志子

福富善明 大武真一 中島克訓

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 金井武彦

副主幹 岩崎和隆 主 査 藤澤恭之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	若 菜	博
保健福祉部長	藤 田	正 人
子ども未来部長	松 本	静 男
市民生活課長	大 木	多 津 子
交通防犯課長	橘	唯 弘
保険医療課長	藤 平	恵 市
環境課長	櫻 井	茂
環境課主幹	金 田	卓
斎場整備室長	大豆生田	雅 志
人権・男女共同参画課長	大 山	勉 弘
大平市民生活課長	大 久 保	勝 弘
藤岡市民生活課長	勅使川原	幸 子
都賀市民生活課長	柏 倉	芳 枝
西方市民生活課長	落 合	博 昭
岩舟市民生活課長	縫 田	靖 夫
福祉総務課長	渡 辺	健 一
障がい福祉課長	吉 澤	洋 介
生活福祉課長	島 田	林 治
地域包括ケア推進課長	首 長	正 博
地域包括ケア推進課主幹	藤 平	美 奈 子
地域包括ケア推進課主幹	川 田	浩 美
地域包括ケア推進課主幹	久 村	順 利
地域包括ケア推進課主幹	中 田	治 彦
地域包括ケア推進課主幹	茂 木	紀 子
地域包括ケア推進課主幹	黒 川	幸 咲
健康増進課長	福 原	誠
健康増進課主幹	松 長	幸 子
子育て支援課長	石 川	い づ み
子育て支援課主幹	清 水	孝 之
保育課長	出 井	英 男

平成29年第3回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成29年9月15日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第85号 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第86号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第78号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第3号）（所管関係部分）
- 日程第4 議案第79号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第5 認定第1号 平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）
- 日程第6 認定第2号 平成28年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について

◎開会及び開議の宣告

○委員長（広瀬昌子君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（広瀬昌子君） 当委員会に付託をされました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりです。

◎議事日程の報告

○委員長（広瀬昌子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第85号 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 改めまして、おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第85号 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書につきましては、31ページから33ページ、議案説明書は9ページから13ページであります。

初めに議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の9ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市大平健康福祉センター内の施設の利用時間及び休館日を変更することに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市健康福祉センター条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要でございますが、第4条関係として大平健康福祉センター内の施設の利用時間を改め、第5条関係として休館日を改めるものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。改正する条例の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。大平健康福祉センターには開設当初から当時の大平町の健康福祉課、その後新市に

おきまして、健康福祉課、地域包括支援センター等が事務所を構えておりました。そのため10ページ現行の第4条のようにセンター内の施設ごとに利用時間を詳細に定めるといような決め方、そして利用時間が異なるというような形をとっておりました。あわせて休館日も異なっておりました。しかし、現在は支所の再編により行政の事務所がなくなりましたので、11ページ改正案のとおり基本利用時間を午前8時30分から午後9時に、休館日を月曜日に統一したいというものであります。ただし、トレーニングルームのみ日曜日は午後7時までの利用となります。これは、指定管理がこのトレーニングルーム業務の再委託を行っている関係で、次の指定管理更新の際には見直しを進めることで考えているところでございます。以上で新旧対照表の説明を終わります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の31ページをお開きください。この31ページは条例改正の上程分になります。

次の32ページからの本文は、新旧対照表で説明いたしましたので、説明を省略させていただき、33ページの附則を説明させていただきます。

附則として、この条例は平成29年10月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第85号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いしたいと思います。質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 支所機能がなくなったということで、利用時間をこういうふうにしたということなのですけども、ほかの健康福祉センターと同様というか、になったのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 健康福祉センターにつきましては、この条例の中で大平と岩舟の2つのセンターを定めております。岩舟につきましても事務所の中に社会福祉協議会が入っている関係で今全館休館日というものがとれない、そういう状況になっております。これにつきましても今後社会福祉協議会と協議をしながら、やはりこの遊楽々館、あるいは大平のゆうゆうプラザは長期的に使っていかなくてはならない、そういう施設でございますので、きちんとした営繕、検査、そういうものができるような形で休館日を統一し、定めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これを見ますと、開館時間もかなり伸びていますよね。開館日もかなり、かなりというか、休館日か、休館日も少なくなったということで、市民にとっては利用しやすいということになるわけですけども、指定管理者との関係、指定管理料を決めているわけですけども、この辺は変わってくるということはありませんか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は今のご質問の中で休館日の部分のところにつきましては、今まで事務所があった関係である意味年間通して、年末年始以外はあいていた部分のところは事務所と会議室だけがございます。その点につきましては、若干休館日ができるという部分のところの中でマイナスの要因という部分のところになりますが、会議室の利用がほとんど月曜日等は行政関係の利用のみでなかったという部分のところがございますので、今回月曜日に統一をさせていただきました。

また、ご質問の指定管理料につきましては、休館日であっても指定管理の職員は出勤をする部分のところ、やはり施設の管理等のために実際、人数は変わりますけれども、出勤をする部分のところもでございます。また、実際には会議室等の利用料、これが指定管理のほうに入る仕組みをとっていたわけですが、その分がマイナスになるという部分のところがございます、差し引きで大体同額で対応できるだろうということで、指定管理のほうと協議はしているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第85号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第2、議案第86号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） おはようございます。よろしく申し上げます。

ただいま上程いたしました議案第86号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は34ページから35ページ、議案説明書は15ページから17ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の15ページをお開き願います。まず、提案理由でございますが、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴いまして所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要につきましては、第8条関係、1、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合の支給資格等の確認の方法を定めることを、第29条関係で規定の整理を行うこととなります。参照条文は省略させていただきます。

なお、ここで支給認定証につきまして若干説明させていただきます。支給認定証につきましては、保護者がお子さんを保育園などに入園させ、保育を開始するに当たりまして、施設型給付費、または地域型保育給付費を受給するために各市町村から確認しておりましたが、実際には各市町村と園とのやりとりで支給資格を確認できてしまいまして、保護者からの提示の必要はほとんどありませんでした。そうした問題点を踏まえまして、支給認定証の手続等につきまして、子ども・子育て支援法施行規則及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されまして、それに伴いまして、本市の条例も同様の改正を行うものでありまして、保護者の負担軽減につながるものでございます。

引き続き議案説明書を説明させていただきます。16、17ページをお開きください。条例改正の内容につきましては新旧対照表でご説明させていただきます。

まず、改正の内容でございますが、第8条第1項の規定中、「特定教育・保育の提供を求められた場合は」の後ろに「必要に応じて」の文言を追加します。

さらに、「提示する支給認定証」の後ろに「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知)」の文言を追加いたします。今回の条例改正で支給認定証の任意交付化に伴い任意支給認定証の交付を受けていない場合はかわりに支給認定に係る事項を記載した通知書を送付するというものです。

続きまして、新旧対照表の2項めの第29条であります。中段のうち教育・保育施設の括弧内説明部分で(法)の文字が漏れておりましたので、加えるものでございます。

以上で新旧対照表の説明を終わります。次に議案書の説明に入りたいと存じます。議案書の冊子の34ページをお開きください。34ページにつきましては、上程文でございまして、栃木市特定教

育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを上程させていただくものです。

次に、35ページでございますが、条例の改正文案でございます、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木市条例第46号）の一部を次のように改正するというものでございまして、以下につきましては、新旧対照表のほうで説明いたしましたので、説明を省略させていただきたいと存じます。

次に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いしたいと思います。

大川委員。

○委員（大川秀子君） ただいま説明いただきましたけれども、なかなかわかりにくいところがあるのですが、この支援法の改正により手続が変わったということで解釈しておりますが、これまで入園、そういった施設に入る場合に保護者が認定証を提示する、提出をする、そういう手続がなくなって簡素化されたということでもいいのかどうか確認をしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） そういった解釈で結構でございます。要するに支給認定証の場合、その必要性がなくなったというか、ただそれにかわりまして、今度は支給認定通知書というものを出すことになりまして、事務的にはほとんど変わらないのですが、保護者側にとりまして、今まで支給認定証の場合、例えば退園するときまで持っているなければならないということありまして、それにかわりまして、支給認定通知書でしたら、通知するだけでそこまで持っているならないという義務的なものはなくなりましたので、その辺保護者さんの利便性ですか、は向上されたと解釈しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第86号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第3、議案第78号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました平成29年度栃木市一般会計補正予算（第3号）の所管関係部分につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の32、33ページをお開きください。

2款1項15目諸費、補正額7,025万6,000円の増額であります。説明欄、国県支出金返還金につきましては、平成27年度及び平成28年度に交付を受けた臨時福祉給付事業に係る国庫補助金の精算確定に伴い、超過交付額を返還するものであります。

34、35ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、補正額340万円の増額であります。説明欄1行目、社会福祉施設整備費補助金につきましては、障がい者のグループホームを整備している1法人に対して施設整備費の一部を補助するため増額するものであります。説明欄3行目、北部健康福祉センター整備事業費につきましては、平成29年4月から床面積2,000平方メートルを超える非住宅建築物は、建築確認審査の前に省エネ基準への適合性判定を受けることが義務づけられたため、現在設計を行っている北部健康福祉センターについても省エネ判定期間に適合性判定を委託するため増額するものであります。

次に、3目高齢福祉総務費、補正額8,837万2,000円の増額であります。説明欄1行目、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計（保険事業勘定）への法定繰出金及び事務費、人件費への繰出金として増額するものであります。説明欄4行目、栃木市版地域包括ケアシステム推進事業費につきましては、住民への福祉社会の啓発を行うため、事業を共同で開催している地域

包括ケア推進ネットワークへの負担金を総事業費の2分の1としているところであり、今回事業の具体的な計画の中で全体の事業費が減額となったことから、市の負担金も減額するというものであります。

36、37ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、補正額1,322万9,000円の増額であります。補正額の財源内訳の特定財源欄7行目、その他9万6,000円増につきましては、児童福祉費寄附金を子育て支援課一般経常事務費の子ども食堂運営補助金に財源充当したものであります。説明欄1行目、学童保育事業費につきましては、西方児童クラブ移設工事の工事請負費を増額するものであります。説明欄3行目、認定こども園施設整備補助金につきましては、補助対象経費等の精査を行ったことにより、増額するものであります。

38、39ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、補正額20万9,000円の増額であります。説明欄、健康増進計画推進事業費につきましては、健康都市宣言を交付することから、懸垂幕やポスターを作成し、周知するため委託料や備品購入費等を増額するものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） おはようございます。よろしく願いいたします。

引き続き歳出所管関係部分につきましてご説明申し上げます。38、39ページをごらんください。4款1項3目環境衛生費であります。補正額3,186万6,000円の増でございます。説明欄1行目の環境課一般経常事務費につきましては、来年2月17日に大平文化会館において開催予定のエコライフ in とちぎ周知用のチラシ印刷代や看板作成委託料が主なものでございます。

次の聖地公園管理費につきましては、聖地公園墓域内において樹木伐採業務を実施するための業務委託料です。

次の二酸化炭素排出抑制対策事業費につきましては、環境省が推進する地球温暖化防止事業補助事業として低炭素設備導入調査事業を実施するための調査委託料でございます。

次の災害関係環境保全事業費につきましては、平成27年9月の大雨災害により崩落した市有墓地法面を復旧するための工事請負費です。

次の路上喫煙防止対策事業費につきましては、路上喫煙マナー推進条例施行に合わせ、周知用路面標示や懸垂幕等の作成委託料が主なものでございます。

続きまして、4款1項4目斎場費であります。補正額186万9,000円の増でございます。説明欄の斎場管理運営委託事業費につきましては、現在の栃木市斎場の高圧受電設備の老朽化に伴う更新のための工事請負費になります。

それでは、58、59ページをお開きください。10款1項3目教育振興費であります。補正額13万円の増でございます。説明欄の幼稚園アレルギー疾患対応事業費につきましては、生活管理指導表の作成手数料の助成件数が当初の見込みを上回ったため増額するものでございます。

次に、64、65ページをお開きください。10款4項1目社会教育総務費であります。補正額1,576万7,000円の増であります。説明欄1行目の集会所管理費につきましては、市有建築物定期点検により皆川城内集会所の屋根の一部に急を要する破損が確認されたため、その修繕費を補正増するものであります。

以上で歳出の所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の所管関係部分について説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の24、25ページをお開きください。

14款2項2目民生費国庫補助金であります。説明欄1行目の子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業の運営に関する国庫補助金を増額補正するものであります。説明欄2行目の保育所整備交付金につきましては、補助対象経費の精査を行ったこと及び認定こども園の保育所部分に係る施設整備に関する補助金について、県の安心こども特別対策事業費補助金が国の保育所等整備交付金へ組み替えられたことにより、国庫補助金を増額するものであります。

次に、3目の衛生費国庫補助金であります。説明欄、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金につきましては、環境省が推進する地球温暖化防止事業の低炭素設備導入調査事業を実施した際の定額補助金であります。

次に、26、27ページをお開きください。15款2項2目民生費県補助金であります。説明欄の1行目、子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業の運営に対する県補助金を増額補正するものであります。2行目の安心こども特別対策事業費補助金につきましては、補助対象経費等の精査を行ったこと及び認定こども園の幼稚園部分に係る施設整備に対する補助金について県の認定こども園施設整備交付金が安心こども特別対策事業費補助金へ組み替えられたことにより県補助金を増額するものであります。

次の認定こども園施設整備交付金につきましては、先ほど説明いたしましたとおり県の認定こども園施設整備交付金が安心こども特別対策事業費補助金へ組み替えられたことに伴い、減額するものであります。

続いて、17款1項3目民生費寄附金であります。説明欄の児童福祉費寄附金につきましては、寄附金の受け入れがあったため、増額補正するものであります。

28、29ページをお開きください。18款2項5目墓園管理基金繰入金であります。説明欄の墓園管理基金繰入金につきましては、聖地公園墓域内において利用者の利便性を図るため伐採を実施する必要があることから、基金の取り崩しを行い一般会計に基金を繰り入れるというものであります。

以上で歳入についての説明は終わらせていただきます。

続きまして、債務負担行為の所管部分についてご説明いたします。71ページをお開きください。表の5段目、平成29年度くらのまち保育園給食調理業務委託につきましては、平成30年度から平成32年度までの3年間、くらのまち保育園給食調理業務を民間委託するため、平成29年度中に入札等

の事務手続を実施する必要があることから、業務委託の期間と限度額を認定するものであります。これで債務負担行為の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、平成29年度一般会計第3次補正予算の所管関係部分の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきまして、歳入、歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。歳出のほうでちょっと、衛生費の関係なのですが、39ページお願いします。中段あたりなのですけれども、二酸化炭素排出抑制対策事業費、これ歳入も同じ金額あります。これ何となく私も二酸化炭素は今後非常に抑制しなくてはいけないなというふうになっている一人なのですが、調査委託料、ほとんど全部満額行ってしまうわけですね。予算と同じ。これその前に設備と書いてあるのですが、この関係というのではないのですけれども、どんなような設備が導入される予定なのか。例えば空気を清浄したやつをやるのだとか、いろいろ内容はあのかと思いますが、その先の話をちょっとお聞かせ願いたいと思えます。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） よろしく申し上げます。

この二酸化炭素排出抑制整備事業なのですが、これあくまでも国の補助事業でございまして、市有施設、今のところ予定は48施設を調査する予定でございまして、照明及び空調、あとボイラー、この3点をやりまして、その3点の調査をやる予定でございまして。この中で節減効率、二酸化炭素排出量を15%以上削減しろという国の基準がありますので、その効果があるところを順にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、たしか栃木市もパーセンテージ忘れたのですけれども、たしか15%程度の削減とかというのを目標にしているのかと思っているのですけれども、それと合致することよろしいですか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 二酸化炭素の排出量は、国としましては公共地方団体は2032年度までに

たしか40%削減してくださいという話なので、栃木市役所も同じように最終目標は40%削減を目標としております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） この事業に関して、以前にも予算に一度上がってきたと思うのですけれども、今回の補正になった要因は何なのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 昨年度もやはり9月議会で補正予算をご審議いただいたのですが、昨年は国の採択は残念ながらもらえなかったという形でごございました。今年では7月にその採択をいただいて、今交付申請をしている段階で、確定したということで補正を組ませていただきました。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 今回あくまでも調査委託料ということになるわけで、今後調査をした後に効果のあるところの改善を、工事をしなければならないということになると思います。その工事費用とかは国の補助金対象になるのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） この調査事業に関しましては、全額国庫の補助金でございますが、設備の改修工事につきましては、3分の1の補助金が見込まれております。その補助金はありますが、ただ10年間のリースで返すという形になっております。残りの3分の2をリースで返すという事業でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） この調査委託ということで、専門性のある業者ということになると思いますが、これはどういった業者が請け負うことになるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） まだ具体的には決めていませんが、電気、空調関係の業者とかコンサル会社とかを想定しております。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） では、その下の災害関係環境保全事業費で、市有墓地の法面崩落箇所復旧工事ということなのですけれども、これ先ほどの説明ですと、平成27年9月の豪雨災害での復旧工事だということなのですけれども、もう2年たっていますよね。その間いろいろ最近集中豪雨も発生していますし、そういった安全対策というのは十分行ってきたのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 2年前の9月の災害で墓地の法面が2カ所崩落したわけですが、

そのときに仮復旧で大型土のう1トンのトン袋で仮復旧、五十数袋やりまして、とりあえずはもたせている状況です。この土のうは3年ぐらいはもつだろうという形になっていましたので、2年たちますので、そろそろやらないとということで、今回補正に上げさせたところでございます。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） もう一つご質問させていただきます。37ページ、前のページなのですが、学童保育事業であります。西方の児童クラブ移設工事費になりますが、これ現状がちょっとわからないのです。どういうことで移設をするのか、またその移設はただ仮でやるのかお伺いします。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） ご質問にお答えさせていただきます。

内容につきましては、旧西方保育園に今西方学童保育を実施しております。これ今年なのですが、突風で屋根が飛んでしまったという状況もありまして、西方小学校と調整を図りつつ、西方小学校の部屋のほうを余裕教室のほうに移設を図るということで調整をさせていただいているところなのですが、内容につきましてはエアコン2基と、要するに3階になってしまうので、不審者等々が入らないような意味で電子錠、施錠の工事等を含めまして、今回の予算を上げさせていただいております。ということです。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ちょっと確認させてもらいます。ということは、西方小学校へもうずっと学童保育を設置するという解釈でよろしいですか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 永遠にということは、何ともはっきり申し上げられませんが、西方小学校と真名子小学校のことは余り、ちょっと教育委員会の部分、学校の統廃合、適正配置の部分についてはちょっと言及を避けさせていただきたいのですけれども、それを見越しながらという意味で学校の中に今のところ応急処置ということではないのですけれども、そういった意味で移設を考えてさせていただいております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 今の下の項目になりますけれども、認定こども園の施設整備補助金ということで、これは新たに開始をするところの補助金なのか、または既存のところへの補助金なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） これにつきましては、現在新たに認定こども園に変更しますアルス南幼稚園とか、栃木幼稚園とか、若葉幼稚園の分と、あと去年の工事が終わりましたふじおか幼稚園の

分も入っております。既存の部分と新規3園ということでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 認定こども園、幼稚園からそういったところが変わるというような状況が今出ていますけれども、この今年の整備で何園ぐらい認定こども園に幼稚園から変わっているのか、ちょっと教えてください。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） お答えいたします。

今年、今年度3園分が新たに幼稚園から認定こども園になりまして、市内の幼稚園ほとんど全て、1園休園あるのですが、休園を除きまして、ほとんど全園認定こども園になります。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 認定こども園になりますと、ゼロ歳から2歳までと、3歳以上もあれですけれども、これによって待機児童をなくしていくというような方向でありますけれども、実際のところ、この間大川議員の一般質問でもまだあるというようなことですが、今後の状況としてはどのような見通しを持っているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 今後認定子どもになった幼稚園とかございますので、現時点ではあれなのですが、そういうふうにならば今度2号、3号の児童が新たに幼稚園から認定こども園になりますので、その辺につきましては、定員が増加しますので、引き続き認定こども園さんには引き続き定員の拡大につきまして、奨励というか、お願いしていく形で待機児童の減少につきまして働きかけをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 71ページのくらのまち保育園給食調理業務委託ということで、債務負担行為、3年間の出ていますけれども、今いりふねとそのべですか、今まだやっているわけですよね。その調理業務というのは、今はどういう形でやっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） いりふねとそのべにつきましては、自園調理ということで、自分のところでやっております。それを今度新たに統合整備するに当たりまして、今度は委託ということで調理員の確保がいろいろ課題となっておりましたので、委託ということで今度は考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、今そのべといりふねで調理員、臨時か正規かわかりませんが、何人ぐらい働いているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 申しわけありません。資料が手元がないので、また後でちょっと回答させていただきます。申しわけありません。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 人数はいずれにしろ、その人たちの処遇、どういうふうに考えているのか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 処遇については、両方の園で正規の職員が、正職員のほうは調理員さんがいらっしゃるのですが、そのどちらも1名今回退職になりますので、あとは退職後、退職になりまして、残り臨時なり非常勤さんなのですが、その2名さんにつきましては、職員課と調整しながらちょっと考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 正規の方は、今年度で退職ということですね。臨時の、臨時というか、の調理員さんについては、まだその方向性が出ていないということなののでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） はい。申しわけありません。そのとおりでございます。ただ、今後それにつきましては、職員課と調整しながら、あとはほかの学校給食課さんとかとちょっと調整しながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういった強制的にやめさせるとか、そういったことにならないように十分留意してやっていただきたいと思えます。

以上。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

先ほどの返事を待たないと採決できませんか。よろしいでしょうか、採決に至って。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第78号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第78号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第4、議案第79号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載しております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第79号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の9ページをお開き願います。平成29年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,536万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億1,261万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものでございます。

今回の補正予算の概要でございますが、大きく4点ございます。1点目が介護認定調査について、調査員の欠員が生じたことから、欠員期間の調査を委託で対応するため委託料へのつけかえを行うもの。

2点目といたしまして、はつらつセンター事業が好評で、申請が当初予算を上回る見込みであることから、委託料の増額をお願いしたいというもの。

3点目が地域支え合い条例に基づく名簿作成について、システムの変更が必要になったことから、改修費を増額したいというもの。

4点目が総合事業の関連経費について、当初見込みと異なるものが生じたことから、補正対応したいという以上の4点でございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の84、85ページをお開きください。1款

1 項 1 目一般管理費の補正額は7,632万9,000円を増額するものであります。説明欄の職員人件費と区市町村総合事務組合負担金退職手当につきましては、職員課所管であります。定期人事異動に伴い当初見込んでおりました所属の人数等に変更が生じたことから給料等を増額補正したいというものでございます。以下、職員人件費等につきましては説明を省略させていただきます。

86、87ページをお開きください。1 款 3 項 2 目認定調査等費の補正額は額の増減はありませんが、備考欄にありますように介護認定調査員報酬を減額し、要介護認定調査委託料を増額するものであります。これは直営の認定調査員が退職し、補充までの期間があったことから、その間を外部委託で対応したことによるものであります。

88、89ページをお開きください。5 款 1 項 1 目日常生活支援事業費の補正額は7,326万3,000円を増額するものであります。説明欄 1 行目の訪問型サービス事業費につきましては、訪問介護相当サービス負担金を増額し、基準緩和訪問型サービス負担金を減額するもので、本年4月から要支援者の訪問介護が総合事業に移行いたしました。利用実績において従来の介護予防給付相当事業が伸び、緩和型への移行が少なかったことによるものであります。2 行目の通所型サービス事業費につきましても、同様に要支援者の通所介護が移行したことによるもので、通所介護は相当サービスも基準緩和型も利用実績が伸びていることから、増額補正をお願いしたいというものであります。

次に、3 目一般介護予防事業費の補正額は520万円を増額するものであります。説明欄 1 行目のはつらつセンター事業費につきましては、はつらつセンターが好評で、申請が当初予算を上回る見込みであることから、増額補正したいというものであります。

次に、4 目審査支払手数料の補正額は24万2,000円を増額するものであります。説明欄の審査支払手数料につきましては、総合事業の事業の伸びに伴い、国保連に対する審査支払手数料が増額となることから、増額補正をお願いしたいというものであります。

次に、5 目高額介護予防サービス相当事業費の補正額は29万円を増額するものであります。説明欄の高額介護予防サービス相当事業費負担金につきましては、総合事業におきましても自己負担額が一定の金額を超えた場合に払い戻しを行う制度が設けられており、事業の実績により増額したいというものであります。

90、91ページをお開きください。2 項 3 目権利擁護事業費の補正額は229万6,000円を増額するものであります。説明欄にありますよう、これも一般管理費と同様の職員課所管職員人件費の補正であります。

次に、5 目任意事業費の補正額は43万2,000円を増額するものであります。説明欄 1 行目の高齢者地域見守り支援事業費につきましては、地域支え合い活動用の名簿作成システムに改修の必要が生じたことから、増額補正したいというものであります。

92、93ページをお開きください。7 款 1 項 2 目償還金の補正額は7,731万1,000円を増額するものであります。説明欄の国庫支出金等返還金につきましては、平成28年度分の国庫支出金等の精算に

より収入超過の部分を返還する返還金であります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、80、81ページへお戻りください。歳入につきましては、いずれも地域支援事業増額に対する国、県等の交付金の増額で、4款2項2目地域支援事業交付金介護予防事業の補正額は1,974万9,000円を増額するもので、介護予防事業分の国からの交付金であります。

次の3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は86万9,000円を増額するもので、包括的支援事業・任意事業分の国からの交付金であります。

次の5款1項2目地域支援事業支援交付金の補正額は2,211万9,000円の増額で、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次の6款3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）の補正額は987万4,000円の増額で、介護予防事業分の県からの交付金であります。

次の2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は43万5,000円の増額で、包括的支援事業・任意事業分の県からの交付金であります。

次の9款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）の補正額は1,041万9,000円の増額で、介護予防事業分の一般会計からの法定繰入金であります。

次の3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は93万4,000円の増額で、包括的支援事業・任意事業分の一般会計からの法定繰入金であります。

次の4目その他一般会計繰入金の補正額は7,716万9,000円の増額で、職員課所管の職員給与費等繰入金及び事務費繰入金であります。

82、83ページをお開きください。10款1項1目繰越金の補正額は9,379万5,000円を増額するものであります。これは今回の補正に係る財源として前年度繰越金を繰り越すもので増額補正したいというものであります。

以上をもちまして、平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入、歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

ただいまから歳入、歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 歳出のほうの89ページでちょっと確認をさせていただきます。中段にはつらつ

センター事業費、ここで見込みが非常に多いのだということで、予算的にはちょっと多いと思うのですが、高齢者が元気になることはいいのかなというふうに思います。この事業効果というのがもしわかるのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） なかなかこの介護予防の事業効果というものを目に見えて示す数字というのがまだまだ出ていない状況でありますけれども、まずはこのセンターの利用が増えているということ自体が一つ大きな事業の効果であるのかなというふうな、そういう思いを持っているところでございます。また、あわせて介護保険の給付が本年度も含め予想以上に伸びていない、あらかじめ手前でとまっているというか、そういう部分のところが給付費の伸びが少し落ちてきているというところの中でもありますので、そのような点でも効果があったものというふうに考えているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そこが聞きたかったのです。ありがとうございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 関連なのですが、この活動の内容に教養講座とか健康講座、高齢者スポーツ等があるのですが、主なものをちょっと教えていただきたいのですが。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 主なものいたしますと、1つはやはりスポーツの部分のところで、グラウンドゴルフであるとか、そういうものを定期的に行う、あわせて地域包括支援センターのさまざまな活動とタイアップしながら、介護予防の教室等も行う、そのような部分のところ、それともう一点は奉仕活動として、地域の清掃、あるいは公民館周辺等の清掃を行うというふうな、そんなものが重立った事業としては挙げられるというふうに思います。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 今どのぐらいの団体の数がこのはつらつセンター事業を行っているのか教えていただきたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 現在、6月1日現在ということで、ちょっと古い数字になってしまいますが、119団体が市内で実施をしております。

○委員長（広瀬昌子君） 大丈夫ですか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 91ページになりますけれども、高齢者の地域見守り支援事業費の中で、名簿のシステム改修の必要性が生じたという説明がありました。もう少し詳細に説明をお願いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） この事業につきましては、条例に基づきまして、申請のあった自治会に名簿を提供するという形になりますが、これまでの名簿が氏名があいうえお順で打ち出されるような、そういう形式になっていました。独居の方ばかりであれば、それでよろしかったのですけれども、実は高齢夫婦世帯等も打ち出すときに同一世帯なのですが、名簿順が少し間が離れてしまえばらばらに出てしまうというような、これちょっと当初の設計上のミスもあったわけですが、そんな形の名簿で、非常に世帯として捉えにくいという部分のところがございましたので、今回そこを同一世帯は続けて出るような、そういう部分のところで管理できるような形でシステム変更を行っているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） システムの変更費用ということで、この費用は、金額は使われると思いますが、希望するところへ自治会で保管をすとか、いろいろ条例の中で詳細が決まっていたと思います。その実態というのはどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） この事業につきましては、今鋭意各地域で説明等もやっているところでございますが、現在市内に472の自治会がある中でこの名簿配布を受けている自治会というのは8自治会。現在協議調整中で今後渡す予定になるところが1自治会ということで、まだまだ少ない状況でございます。なかなか個人情報自治会で管理するというのも含めて、皆様に抵抗が若干あるところ、あるいはなかなか地域の活動がまだ盛り上がっていないというような、そういう部分のところもございますので、今はこの名簿配布というよりは、地域で支え合いましょうというようなことを趣旨とした住民の説明会というものを前講座等も含めて、地域の中で頻回に行う中で名簿の普及も図っていききたいというふうな、そんな取り組みをしているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 自治会で保管しているのは数少ないということでございますけれども、各自治会、地域住民の高齢者世帯とか、独居の人とか、そういった名簿というのは全体には行政のほうは把握をしているということでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） もちろん行政で高齢者実態調査等を行っておりますので、把握もしておりますし、また高齢者実態調査等につきましては、民生委員さんをお願いをしている部分がございますので、地域の民生委員さんはそれぞれの受け持ち地域の高齢者の実態については全て把握している状況でございます。

〔「はい、了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 89ページで訪問型サービス事業費が現行相当が増えて、基準緩和型は予算を減らしているということですが、その要因というか、どういったことが考えられるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 基準緩和というのは、比較的緩やかな基準で、そのかわり軽度の人を対象とすると、報酬も安くなるというような、そういうサービス。現行相当というのは今までの介護保険の要支援の人の給付をそのまま引き継ぐというような形のもの、そういう分け方ですが、介護保険制度からの移行4月でございますので、まだ移行の過程の中でどうしても今まで介護保険の予防給付が使われていた方が緩和のほうに移るといふ部分のところといふもの、それがもう少しあるかなといふふうには予想していたのですが、予想以上に少なく、そのまま介護保険と相当のサービスのほうに移行しているといふような、そういう実態で基準緩和のほうの伸びが想定よりは若干低いといふような、そういう状況になっているかと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 現行相当と基準緩和でサービスの質というのですか、それはどういうふうに変わるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 一番大きな違いは、現行相当であると身体介護もできる、基準緩和の部分は生活支援、いわゆる家事援助のみであるといふ、そういう違いになります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういった点では現行相当のほうで介護を受ける側としては、充実したサービスが受けられるといふふうを考えているということよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今回の国の改正そのものが介護保険の費用を少し抑えていきたいという思いも含め、軽度者については軽度のサービスのほうへの移行ということ想定をしていますが、なかなか実際にサービスを利用している方からすれば、やはり要支援であっても一定のサービスをとる、そういう部分の思いが強いということで、密着している自治体とすると、それに応えていかなければならないといふ部分でこのような形での予算配分になっているといふふうを考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 現在のところ国の負担といふのか、があるといふようなことなのですかけれども、将来的には自治体で面倒見なくては、この総合事業については面倒を、面倒といふか、金を出

すというか、いう方向になっているのですけれども、その点ではやっぱり市独自の、そういった介護サービスというか、そういうのも考えていかなければならないと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおりで、今時点では介護保険の枠内で、いわゆる介護保険の給付とは別にこの総合事業の費用も賄っています。ただ、総合事業の費用には上限額があって、その上限額を超えると地元の自治体負担という、そういう形になりますので、上限額を超えるタイミングの部分のところの中で、どんなことで整理をするかということを考える必要性はあるかと思います。将来的な話になってまいります、1つはやはり予防を徹底してなるべく上限の範囲内でしっかりおさまるような、そういう部分にもう少し力を入れていくということが必要になると同時に、やはり住民に必要なサービスであれば、一定の一般財源投入の部分のところの事業というものは確保していかざるを得ないのではないかというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ぜひ、国のほうは給付費を減らしたいという方向になっていきますので、一番身近な自治体としては、やっぱりそういったサービスが後退しないような方策をとっていただきたいと思います。

続いていいですか。

○委員長（広瀬昌子君） はい。

○委員（白石幹男君） 前の87ページですけれども、介護認定調査等事務費ということで、これは直接は直営の人が退職して認定委託料にしたということでもありますけれども、この介護認定については基本チェックリストで今年、今年度からできるということでもあります、そこら辺の実態はどのようなになっていますでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） こちらで言っている介護認定の部分は、いわゆる介護保険の認定という形になりますので、国で決められた項目について認定調査員が調査をするという内容になります。また、国の決め事の中で新規の調査、新しい申請の方については、市町村が直営でやりなさいという部分のところというのが義務付けられておまして、2度目以降使う、更新の方については、直営が望ましいけれども、委託でも可能だというふうな形になっています。今回栃木市とすると16人調査員を抱えているわけですけれども、調査員の都合で急遽退職された方がいて、退職期間もこれ認定調査は待ってられませんので、その間の部分、更新の部分の一部を外部に委託をするという形で対応した形で、このような予算措置をさせていただいたところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この基本チェックリスト部分については、ここの予算ではないということ

すか。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） はい。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第79号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ただいまより暫時休憩といたします。

（午前10時08分）

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

◎発言の申し出

○委員長（広瀬昌子君） 先ほど白石委員の質疑に対して答弁が保留されましたので、ここで出井課長に答弁を求めます。

出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 先ほど申しわけありませんでした、答弁できなくて。先ほどの答弁でございますが、いりふね、そのべとも正職の職員が1名ずつおりまして、ほかにサポートとして、臨時職員が1名ずつついております。今後につきましては、本人たちの意向を確認しながら、今後の再就職につきまして検討させていただきたいと存じます。

以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（広瀬昌子君） よろしいでしょうか。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第5、認定第1号 平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分を議題といたします。

なお、各会計の決算につきましては、去る8月21日に開催した議員全員協議会及び9月11日に開催をした本委員会におきまして、当局からの説明が終了しておりますので、本日は各会計の決算の説明を省略いたします。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入を一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

2款総務費中所管関係部分の質疑に入ります。198ページから217ページです。質疑を許します。青木委員。

○委員（青木一男君） 209ページの中段からやや下の消費生活センター運営費なのですが、この消費生活センターは住民の生活や悩み等を時代を反映するものかなというふうに感じております。それでどのような職歴の方がその相談員になっておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答え申し上げます。

現在5名の消費生活相談員を雇用しておりますが、資格といたしましては、県消費生活リーダー講習会の受講を受けた者が5名と、消費生活のコンサルタントの資格を持っている者、消費生活専門相談員の資格を持っている者が2名、消費生活アドバイザーの資格を持っている者が2名、消費生活相談員の資格を持っている者がそのうち1名ということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） もろもろの資格をお持ちの方が当然なっているということは理解できましたが、逆に経験等ですか、何の経験を何年かした方とか、ただその講習を受けた方が相談員になれるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） 特に資格等を持っているということで相談員に採用するということではありませんが、現在の採用しております5名の相談員は、既に10年ないし15年ぐらいの経歴を持った、経験を積んだ方がほとんどでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） わかりました。

それでは、その相談の主な内容等がありましたら、多分もろもろの相談があるかとは思いますが、主にこういったものが多いですということをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答え申し上げます。

相談の中で特に現在多いものについては、運輸、通信サービス関係の取引に関する相談が多いということで、具体的にはインターネット関係の取引とか、通販のトラブルというのが一番多いというのが現状です。それ以外にも土地とか建物関係とか、あとは最近は食料品関係についてのトラブルも増えてきております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ちょっと深掘りになってしまうのですが、その食料品関係のというのは具体的にどのようなものなのかお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） 例えば健康食品などを勝手に送りつけてきたりして、そういったものを使用しているのか、送り返しているのかというようなことで相談があることも多いです。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今の項目、関連でご質問させていただきたいと思います。相談員が5名ということでお聞きしたわけですけれども、例えば年間の相談件数ですとか、私ちょっと懸念しているのが、さまざまなそういう要件があるので、本当にこの5名で足りているのかなということをやちょっと懸念してまして、要は相談件数と相談員の数、人数、整合とかとれているのかということをやちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答え申し上げます。

現在の5名の相談員につきましては、週5日勤務の常勤の方が2名と、週3日程度の非常勤の方が3名ということで、1日3名から4名は常に常駐するという形の体制をとっております。年間の昨年度、28年度の相談の実績につきましては983件でありまして、センター開設日ということで計算しますと、1日当たり4件弱ぐらいの相談件数にはなりますが、多い日では10件以上相談あることもありますので、日によってまちまちなのですけれども、相談を受けた後のいろいろな事実確認や調査とか、資料収集によって解決を図っていくということでありますので、ただ相談を受けるということよりもその後のいろいろな業務に携わる時間が多くなりますので、その辺のところは今の体制でいっぱいいっぱいというところではあります。それ以外にも栃木市では消費者教育に今力を入れておりまして、特に栃木市でオリジナルのインターネットトラブル講座というのを小中学校や高校のほうで依頼があれば出前講座として開催しております。そういったものも含めると、今の1日3名から4名という体制ですと、講座とかで外へ出てしまう方もいらっしゃいますので、本当になかなかいっぱいいっぱい今後そういったものを充実していくためには、今の人員ではな

かなか難しいのではないかと考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 市民サービスの面から言えば、できれば人数は増やしていきたいというお考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） はい。できましたら、そのように考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） その下いいですか。同じようなので。その下の市民相談事業費についても質問したいと思うのですけれども、これについても相談件数についてご質問したいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答え申し上げます。

平成28年度の実績でいきますと、電話による相談が512件、来室による相談が255件で合計767件の相談実績がございます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） やっぱり多いのですね、これも。そうすると、こっちは2名ではないですか。より大変なのかなと判断するところなののですけれども、その下に弁護士相談事務委託料というものあるのですけれども、実際に弁護士さんに相談、弁護士さんまで相談に行った経緯というのは何件かあるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） 法律等の専門的な解決を図るような案件については、弁護士相談に移行するという案件も時々ございます。最近では弁護士相談の件数もかなり増えてきておりまして、本庁のほうでは月に2回ほど実施しておりまして、ほかの地域では2カ月に1回ずつの実施ということでありまして、本庁なんかでは1カ月から2カ月ぐらい先でないと予約が入らないというような状況でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 211ページの中ほどの防犯事業費（岩舟）ということがあります。先日説明では防犯パトロール車を交通指導車にかえていくという、ほかの町と合わせるという説明でございました。これで変更することによって、防犯パトロールに支障がないのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 縫田岩舟市民生活課長。

○岩舟市民生活課長（縫田靖夫君） お答え申し上げます。

こちらの防犯事業費につきましては、交通防犯パトロールに係ります経費が主なもの、それと防犯カメラの経費が入ってございまして、交通防犯パトロール車につきましては、交通のほうにも当然使

っておりますので、支障はないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 201ページになります。総務費中の交通安全対策費、2款1項10目指導員報酬費ということで61名分というご説明受けたのですけれども、約3,400万円強、この人数というのは、昨年と比較してどうなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お世話になります。お答え申し上げます。

61名が適当かどうかということでございますが、近隣の市町の設置人数等を勘案しても、とりあえずは適正だというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） その人数に当たっての規定というようなものってあるのでしょうか。一問一答だから、ほか聞いてしまうといけないのかもしれないけれども、例えば今新しく道路ができてしまったよとか、そこがスクールゾーンに当たったよという、やっぱり状況が変わるわけです。私聞きたいのがそういう自治会等々からオーダーがあった場合に、要請があった場合にそれに対応できるのかと。要するにその規定ってあるのかなというのをご質問したいのです。

○委員（大川秀子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

基本的に市内61名が児童等の登校時に61カ所ですけれども、一生懸命頑張ってくれていると思っておりますが、市内全体を見ますと、どうしても父兄の方々中心に、旗当番ですか、立哨していただいているので、基本的にそういうところで交通指導員の配置をしてもらいたいという箇所なわけです。そういったところを61カ所というのは、市内全体からすればほんの一部だというふうに認識しております。なかなか多くの要望が出た場合ですけれども、対応は難しいのかなと思っています。個々に考えますと、やはり信号機がないとか、あるいは県道とか主要道路で交通量が多く危険というような、カーブで見づらいとか、スピードを出す車が多いようなところ、交通指導員さんが配置されたほうがいいよねというところをPTAや学校、教育委員会と相談しながら、ある程度危険度の高いところは交通指導員の設置を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 関連なのですが、その交通指導員に対しての、例えば交通指導教育というか、そういうのは年間実施されているのかちょっとお伺いします。内容について。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

具体的な内容というところがちょっと厳しいのですけれども、当然採用時の研修とか、日々の情報提供とかで、それなりの研修はしております。命にかかわることなので、基本的なことは書面にしろ周知しているところでございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） あやふやなのですけれども、基本的というのがわからないのですけれども、例えば人命を救助するとか、こういうような交通のがあるとか、ちょっと何か具体的なもの、紙か何かで出しているか、ただ口頭だけなのかってちょっとそこを聞きたいです。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

人命救助というか、交通ルールが主になりますけれども、もちろん研修会ですから、講師が説明ながらペーパーで、テキストというのですか、そういうのを渡しております。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 207ページお願いしたいと思います。2款1項14目総務費中の地域づくり費、これの説明の中で交通事故防止対策事業費ということで、スケアードストレート方式による、やったよということで、栃木の中央地域会議では栃木西中、大平ではシニアクラブを対象に実施したというご説明を受けたわけですけれども、内容は多分一緒だと思うのですけれども、この金額の違い、40万9,000円何がしと、35万6,000円と、この違いについてまずお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

委員がおっしゃるとおり対象者は違いますけれども、イベントというか、内容は全く同じでございます。スタントマンを要する事業所にスケアードストレートをお願いしているわけなのですが、大平地域会議のほうの金額がいわゆるその事業者への委託料、そのままでございます。中央地域会議ももちろんその費用を含んでいますが、多い分につきましては、科目的には消耗品になってしまっていますが、重しつきのカラーコーンとか、カラーコーンをつなぐバーとか、いわゆるほかの地域でも共用というのですか、一緒に利用できるものをちょっとこちらには載せて、購入させていただいたというものでございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、私も遠回しでは聞いているのですけれども、費用対効果についてちょっとお聞きしたいのですけれども、かなり効果があるというのを聞いているのです。昔は

中学生か何か対象にやって、随分反響があったということで聞いているのですけれども、昨年度実施した費用対効果についてお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

スケアードストレート、まさに恐怖心からもう交通事故は嫌だと思わせる内容なのですが、まずは目の前で人形を乗せた自転車に時速40キロの自動車がぶつかるシーンから始まりまして、本当に大人の私でもぞっとするような内容でして、小学生低学年には刺激が強過ぎると言われるぐらいで、それを見てくれた中学生等には十分交通事故の怖さ、交通安全の重要さというのを認識していただけるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） お話聞いた限りでは大変効果があるというふうに認識したところですが、今回はこの中央地区と大平地区ということで、2つの地域会議のほうから出て、実施したと思うのですけれども、私これだけ効果が見られるのなら、ほかの地域にも水平展開すべきではないかなという一人でございます、これは要請がなくても順次こういう計画をして、特に高齢者の自転車なんというのは結構事故もあるし、運転についてもそうなので、そういうお考えって今後あるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） おっしゃるとおり今回地域予算提案制度があって、こういった事業ができていう状況でございます。この制度がなければ、何力所かずつ回すような形でやるべき事業だというふうには考えています。現状は、交通防犯課とすればこの予算提案制度に乗っていきたい。なので、やっていない地域にはその地域会議のメンバーの主体性を損なうと怒られてしまいますので、事務局を通してやんわりと広げるように努力していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 215ページの中ほどの長中期在留者の届出等事務費があります。最近外国人の方が多く栃木市にも来ているというのを感じているわけですが、平成28年度は何件の届け出があったのかお伺いをしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） 届け出の件数については、ちょっと今手元に資料がないのですが、平成29年3月末現在では3,697人の外国人の方が栃木市に住民登録をしております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 平成28年度中ではなくて、今までの現在の登録者数ということでよろしいの

でしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） はい。現在の登録者数でございます、その前の平成28年度の3月末現在が3,223人でありまして、約460名くらい1年間で増加をしております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 主にどこの国からの届け出が多いのかお聞かせください。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） 先ほどのご質問にまずお答えさせていただきます。

平成28年度の中長期在留者の転入、転居等の届け出件数につきましては2,079件でございます。

続きまして、国籍別ですけれども、現在はネパールの国籍の方が一番多くて、912名ほどいらっしゃいまして、次にフィリピンの方が648名、次にペルーの方が469名、上位の3つは以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） いろんな国の方が来て届け出しておりますけれども、この事務手続をする上で言葉の問題とか、支障がないのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答えいたします。

先ほど申し上げたネパールの方などは、英語等もわからない方が多くて、ネパール語という独特の言語を使用されているということで、なかなかわからない苦勞はするのですが、やはり通訳としてどなたか一緒に来てくださる場合もありますし、あとは国際交流協会のほうから週に1回なのですけれども、火曜日に通訳の方が来てくださりまして、その方が約5カ国語ぐらいをお話できるという方がいらっしゃいますので、その方に言葉の障がいについては、お願いしているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 外国の方、やはり生活習慣とか、何か違うので、やはり地域住民とのいろんな問題が出てきてもいるという話も伺っております。それで、ごみ出しなりなんなり、そういったことの周知というのはどのようにしているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答え申し上げます。

幾つかの主な言語につきましては、そういった転入されたときにご案内を差し上げております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 地域住民、例えば自治会等とか、きちんとお互いに気持ちよく生活するという意味ではやはり地域の中で教えてあげるとか、そういう関係がやっぱり必要になってくるので、

これだけ多くなっているということになると、それなので、地域の方、市民の方の協力を得ながら、お互いに交流をした中で生活習慣というのをお互いに教え合っていかなければ、いろんな問題が出てくるのではないかなというふうに思うのですが、ちょっと所管ではないかわからないのですけれども、そういったこれからうまく外国の方とお互いに気持ちよく生活をしていく、その上での注意点というのはどのようなことが考えられるでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） お答えをいたします。

確かに今現在、9月1日現在で外国人の方、たしか3,991名の方が暮らしていらっしゃいます。その中でごみを出すときにやっぱり生活習慣がかなり違うという形で、またごみ出しをしたことがないような外国の方もいらっしゃいますので、今週の月曜日に記者発表もしたのですが、まだちょっと下野新聞に載る予定なのですが、載らないのであれなのですが、先にお知らせしたいのですが、ごみアプリということで、スマートフォンとかでできるように外国語、ネパール語、スペイン語、ベトナム語、5カ国、中国語、英語もちろん含めまして、外国人が多い順でたしか80.5%の方が、3,991人のうちの8割強の方がスマートフォン持っていれば、ごみ出しは、例えば栃木市の中央地域だったら何曜日は何だと、例えばこの日は何が出せるとか、あと燃えるごみだ、何が、分別するというのわかるようにきめ細かにやる予定で、これは10月1日から取り組みをすることになっておりますので、今ちょっとサブ的なもので何人かの職員にやらせているところなのですけれども、恐らく理解してもらえるかなと思って準備したところでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 同じ215ページなのですが、一番下段の窓口一般事務費ということで、次のページ、217ページにまたがっているわけですが、ここで説明の中で217ページのほう、2番目の都賀地域は何か通信料とかというご説明受けたのですが、ちょっと桁が一桁、都賀だけはちょっと違うのですね。中身についてちょっとお知らせいただければと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 柏倉都賀市民生活課長。

○都賀市民生活課長（柏倉芳枝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

都賀市民生活課の窓口一般事務費につきましては、決算額の中に証明書発行業務委託としまして、赤津郵便局のほうに発行の業務委託をしまして、その経費が含まれております。額にしまして62万7,173円、全体の57.5%を占める金額になっております。残りの46万3,644円が実際の窓口の経費になりまして、その内訳の主なものとして、市民生活課のほうで管理しておりますファクスの保守料とか、コピー機の使用料というものが金額を大きくしているのかなと思っているのですが、それを除いた金額が大体30万円ぐらいになりまして、それが事務費のほうに当てる支出になっております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、今の説明の中で赤津郵便局さんですか、というのは、昨年ぼんと急に出たということなのですか。今までずっとそれはやっているのですか。ちょっとそこがよくわからなかったので、お願いします。

○委員長（広瀬昌子君） 柏倉都賀市民生活課長。

○都賀市民生活課長（柏倉芳枝君） 申しわけありません。ずっと、平成21年の6月15日から赤津郵便局のほうで、前に赤津支所というのが都賀にはありまして、その支所を閉鎖するに当たりまして、赤津郵便局のほうで証明書の発行業務の業務委託をしております。ですので、ずっと赤津郵便局の経費につきましては、経費としてこの一般事務費のほうに入っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 215ページの個人番号カード交付事業費で3,500万円あります。これまでの交付件数というのはどのくらいあるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答え申し上げます。

平成29年3月末現在で1万768件の交付になっておりまして、人口比でいきますと6.63%、最新の情報でいきますと、平成29年8月末現在で1万1,762件でありまして、人口比でいきますと7.25%となっております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） なかなか交付数が増えてこない、パーセントも増えてきていないという気がするわけですが、この費用、これは毎年これだけの費用が依然としてかかっていくということになるわけでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答え申し上げます。

基本的にはこれらの費用は今後も引き続き支払い、かかるものと思われまます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 費用対効果ということになると、1枚当たり大変な金額になっていくというふうに思われますけれども、これがかからないようにしなければならないという工夫は市だけの問題ではきつくないと思うのです。国全体のシステムの問題になると思いますが、ならないものかと思うのですが、その可能性というのは、今後の可能性というのはないのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） こちらの表で一番大きなものが地方公共団体情報システム機構事

務委託交付金でございますけれども、こちらはもう国のほうで算定された額に対して、各市町村が人口割で負担するものとなっておりますので、費用対効果を考えた場合にはやはりナンバーカードをお持ちいただく方を増やして、いろいろ利便性を図っていくということが必要ではないかと考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連ですけれども、平成29年3月で6.3%、今現在7.2%という交付枚数ということで、なかなか進まないということでありまして、その進まない理由というのは何かあるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答え申し上げます。

ただいま市のほうではホームページ等に掲載して、マイナンバーカードの作成につきましてPRはしておりますけれども、やはりこちらは個人の意思により作成するものでありまして、もう少しカードを利用する利便性とか、何か付加価値が国のほうで今考えているようではあります、その辺のいろいろほかにも利用できるというような付加価値がついていかないとなかなかマイナンバーの普及は難しいのではないかと考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今現在ですと利用、マイナンバーカードを使ってどういったことが今現在は、そうすると利用できるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答え申し上げます。

まずは、身分証明書として写真つきの証明書として各官公署での手続や金融機関等での手続の際に利用することができますことと、そのほかにもイータックスといたしまして、税の、国税の申告の際にもマイナンバーカードを利用して、自宅のパソコンから申告ができるというようなシステムもございます。それ以外には直接の個人で利用するというものではなくて、年金とか、雇用保険とか医療保険、生活保護とか児童手当等のその他の福祉給付などで、この番号によって情報を各機関が利用するというような状況になっております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 個人的にはそんなに利用価値がないというか、身分証明書ぐらいにしか今のところ使えないということで、今後利用の拡大というか、利便性を上げるために拡大を政府のほうは狙っているようすけれども、1枚のカードにいろいろな情報が、利用を増やすということであると、いろんな情報が入ると、証明写真つきの1枚のカードに。そういった点で、情報が流出する、なくした場合とか大変な危険を伴うことであると思うのですけれども、最終的に国のほうはどういった利用を考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答え申し上げます。

国のほうでこれから進めていくようなマイナンバーを利用してできるようなサービスにつきましては、ちょっと今詳しい資料がございませんので、後ほど資料のほうを確認してお答えさせていただきたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） このマイナンバーについては、いろいろ申請書類なんか、確定申告なんかにマイナンバーを記載してくれとか、いろいろそういった事例があるみたいですが、これについては別に市役所としては、強制的にマイナンバーを記載しないと申請が認められないとか、そういったことはないのですよね、今のところ。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答え申し上げます。

こちらのほうは、税関係等が関係してくるかとは思いますが、どうしてもマイナンバーがないと受け付けられないということではないと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それは確認しておきたいと思うのですが、今交付枚数は聞きましたけれども、まだ通知カードというのですか、それが届かないという問題もありましたよね。一昨年の10月から通知始めて、それが届いていないというような状況がありますけれども、その点については今どういう状況になっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答え申し上げます。

現在、平成29年の3月末現在におきまして、通知カードがまだお手元に届いていないというケースが5,133件ありますけれども、最初に通知カードを送付した際に返戻されたものについては、2回ほど再送付をしております、こちらの費用については国庫補助の対象となっております、その後今のところまた再送付というような形をとる場合には国庫補助の対象となっておりませんので、今のところ保留としております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 全国民に届けられるべき通知カードが届いていないということ自体がこの制度の問題があるような気はしますが、プライバシーとか、そういった侵害についても指摘されていますけれども、そういった点で市としてはどういった、これは情報関係になってしまうのかな。情報漏えいとか、そういった点についてどういうふうに対策をとっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答え申し上げます。

市で取り扱っているマイナンバーの情報につきましては、住民情報を初めとするさまざまなシステムを利用しているわけですが、これらはインターネットの回線とは分離するような形をとっていることと、あとは個人番号のついた個人情報につきましては、やはりインターネットに接続されたパソコンでは取り扱わないようにして、セキュリティー対策を行っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） マイナンバーについては、マイナンバーというか、個人番号カードについては、最後になりますけれども、こういったマイナンバーを記載するとかについて市民からの問い合わせとか苦情とかそういったものは今来ているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） 市民生活課のほうにつきましては、特にマイナンバーにつきましてはの苦情等については来ておりません。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 引き続き、209ページのふれあいバス運行事業費ですが、この11路線ですか、あるわけですが、その運賃収入というのは一体どのくらいになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

平成28年度、市内10路線でございますが、運賃収入が2,789万5,262円。もう一度申し上げます。2,789万5,262円の状況でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それで、この主要事務事業報告書には、その運賃収入というのは特に事業費の中には含まれていないように見受けられるのですが、運賃収入というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

結局バス事業者がふれあいバスを運行するのに経費がかかります。そこから運賃とか、国庫補助金を差し引いて、残りの不足分というのですか、それを補助出させていただいておりますので、そういった運賃とかはちょっとここには入ってこない状況です。よろしいですか。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、運賃収入というのは一旦一般会計に入って、ではない。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

そのとおりでございます。入ってはこないのです。繰り返しますけれども、運行経費がかかりますよね。そこに国庫補助が年度末ですけれども、入ってきます、当然通常の運賃収入があります。

そして、足りない、不足額を補助金として出させていただきます。よろしいですか。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 了解。

それで、今運賃は100円から300円ということですよ。地域を見ますと、300円の地域が西方と寺尾と藤岡・岩舟、栃木の中心部に来るまでに、3地区かな、藤岡と岩舟が一緒になっていますから、3地区が300円、中心部まで来るにはということになりますよね。それでいいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

独自の地域割りしながら、その地域を越えたら、済みません。200円をお支払いいただいて、合計、マックス3つなのです、の地域をまたがると300円というような状況になってございます。委員がおっしゃったので、ほとんど間違いないと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうですよ。大平から栃木に来るには2地区ですよ。皆川から栃木、大宮、あと国府も中心部まで来るまでも2地区しか。吹上、都賀も2地区しか通らないと200円ということですよ。西方とか寺尾とか、そのほかその周辺部、藤岡、岩舟の住民は300円を払うということなのですよ。運賃収入では到底運営はできないということ、さっきの2,700万円、800万円程度ですから、福祉的な要素が大変強いこの事業ですけれども、そういった点では3地区の住民は300円、中心部まで行くのに300円で、ほかは200円、栃木、中心部は100円で行けますけれども、そういった点ではやっぱり周辺部の300円の住民はちょっと負担が多くなるということで、その100円、200円というか、そういった考えも必要なのではないかなと思うのです。100円、200円、300円というのではなくて、100円と200円と、そういったふうにしてもいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

まさにそういったお考えあるかと思えます。一つは住民の方のわかりやすさということで、例えばもう200円ということでご理解いただければと思います。正直目の前にバスが来て、どのくらい乗るかよりも、もうバスが来てちょっとでも乗ればもうほとんど経費は変わらないのです。その辺のことを市民の方にご理解いただいて、さほど実際は走行距離と経費は変わらないのですよということをご理解いただきながらわかりやすい、例えばですけれども、200円均一こういったものを検討していきたいとは考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ぜひそういった考え方で、もっとすっきりした料金体系をお願いしたいなと

思います。そんなに周辺部の300円地域の方が利用は多いのだらうけれども、そんなに200円にしたからといったって変わらないと思うのですけれども。その辺はわかりますか。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

現在の利用者が全く同じように利用していただけるという前提でもし200円になった場合にはほとんど変わらない、あるいは若干増えるような状況です。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 2区間だと200円ということになるのだと思うのですけれども、200円のところ300円取られていたという、この間市民の方からご相談を受けまして、何でそういうことが起こったのかなというふうに思ったのですけれども、地域を越えるときにバスの表示とか、市民の皆さんにわかりやすいようになっているのでしょうか。地域をどこから越えるとこの地域で、どこから、ここに走っていくと、この地域だというのが、多分学生さんなんかはよくわからない方が結構おられるのだと思うのですが、その辺についてちょっとお聞きをしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

まずは、料金が変わるというのを一番示しているのが時刻表でございます。前は停留所に星印をつけたりしながら、現在もう色分けでこのエリアを越えたら料金が100円上がりますよというようなことで周知をしているところでございます。

なお、料金を間違えて支払っていたという件については、バス事業者とよく連携を図って、その支払うときのチェックさえうまくいけば、クリアできるのかなと思っていますので、その辺も事業者とともに、済みません、うちのほうはほとんど間違いないだらうという認識なのですが、その辺ちょっと精査してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 白石委員もおっしゃってございましたけれども、とにかくわかりやすい表とか、わかりやすい料金とか、間違えないようにいろいろ公表していただければと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） もう一つちょっとあれだったのですけれども、今11路線、10路線ですか。

〔「10」と呼ぶ者あり〕

○委員（白石幹男君） 10路線。10路線という、先ほど言いました10路線で、特に駅前にはかなりの路線が集中して来るのです。そうすると、バス停で待っている方からは、どのバスに乗ったらいいいのか、このバスで自分のところ行くのかというような、なかなか表示が細かくてわかりづらいとい

うような苦情もあるのですけれども、もっとわかりやすい、もっと大きな看板というか、そういった設置も必要なのではないかなと思うのですけれども、そこら辺はどう考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

委員がおっしゃったとおり市民の方の中には、どちらかということ市の職員のほうから言われるほうが多いのですけれども、わかりづらいということがございまして、現在は路線を番号であらわして、全面に大きな番号があるのです。あと行き先の表示があるので、それについては検討させていただきましたが、もうちょっと路線名とか何とかならないかということでバス事業者と話し合ったのですが、余りスペースがないのです。ですが、さらに何とか表示できるように、わかりやすいように今後も検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 了解。

それで、次移っていい。

○委員長（広瀬昌子君） いいですよ。

○委員（白石幹男君） 次、215ページですけれども、旅券事務費というのがありますよね。平成27年度決算を見ると、旅券事務費ということで各総合支所にも費用が載っているわけですけれども、今回1つにまとめられたということになってはいますが、その総合支所でも今でも旅券事務の、旅券の発行というか、そういう事務はやっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答え申し上げます。

平成28年度から完全に本庁に一本化されておまして、各総合支所では旅券の申請、交付の手続は行っておりません。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、権限移譲で県のほうから市のほうに移ってきて、以前は総合支所でもやっていたということで、本庁まで来ないと逆に発行できないというか、そういう点ではやはりそんな旅券を発行するのに、発行する人というのはそんな多くはないと思うのですけれども、総合支所でもそういった事務、今までやっていたわけですから、それはできるのではないかと思うのですけれども、その点はどうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） お答えいたします。

総合支所のほうでのやはり申請交付件数というのが本庁に比べますと、かなり少ないということで、実際に旅券の交付を求める方は一般的に元気な方がほとんどですので、総合支所でなくても本

庁のほうに出向くことには余り支障がないものではないかと思われるところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 海外旅行に行くわけですから、そういったあれはないと思うのですけれども、そういう点ではやっぱり総合支所でもそんな事務経費がかかるわけでもありませんので、これはそんな利用人数もないかもしれないのですけれども、やっぱりサービスの補助という点ではこれは引き続きというか、また市民生活課というのですか、それがあつたわけですから、各総合支所には、そういった点では復活させてもいいのではないかなと、そんな経費がかかるわけではないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） 旅券交付事務に関しましては、写真等を添付したりするための交付の、そういった機械を本庁には置いてありますけれども、総合支所のほうにはそういった機械が置いていないということと、交付の専用の端末機というのがありますので、そちらを通して交付事務を行っているものですから、総合支所のほうでまた交付手続を再開するということになると、そういった交付端末機器のまた配備も必要になってくると思われまふ。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 合併時サービスは落とさないというような言われ方をしていますので、そういった点では住民サービスというか、それは低下しないような、総合支所でも十分、今回大分人数が減つて、3課体制になりましたけれども、そういった点ではやはり合併時のサービスは落とさないということの基本にしていきたいと、これは要望とします。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、2款の質疑を終了いたします。

次に、3款民生費中所管関係部分の質疑に入ります。222ページから251ページです。質疑を許します。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 233ページになります。民生費中の高齢福祉総務費で、配食サービス事業費ということで約4,362万円ほど支出しているわけですが、これについての利用者って何人ぐらいいらっしゃるでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 平成28年度実人員で560名であります。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、560名でこれ規定というか、縛りがありまして、調べましたら、週に最大で1日から5日間、日曜、祝日は利用できないという規定があつて、また65歳以上の

ひとり暮らしというのがたしか対象者ではないのかなと。ちょっと懸念するのが1食当たり300円と確かにリーズナブルなわけなのですけれども、私も物見たことないのですけれども、例えば栄養管理というか、バランス面ですとか、利用者の満足度ですとか、その辺はどういうふうに捉えていますでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今話に出ましたように、まず対象者でありますけれども、65歳以上のひとり暮らし、もしくは65歳以上の方のみで構成する、そういう高齢者のみの世帯、それと、これに準ずる世帯ということで、例えば障がいをお持ちの方と同居していると、そういう方についても該当させております。本人宅の希望によりまして、週最大5日、月曜日から金曜日までの昼食という形になります。市のほうが利用者負担としていただいている金額は300円という形でございますが、事業者にお支払いしている金額は700円という部分のところで、あくまでもいわゆる実費、材料費です、その部分のところというものを自己負担をいただくという形になります。

満足度の部分のところ、あるいは事業所の弁当の質の部分のところではありますが、基本的には献立表の提出というものを弁当業者からは依頼しておりまして、高齢者に合った食事をつくるという部分のところというものについての要請をしております。あわせて市の職員が年に数回検食ということで抜き打ちで食事を取りまして、どういう内容の食事かという部分のところ等の確認等させていただきながら、事業所を集めた、複数事業所でやっておりますので、懇談会等を開催をして、弁当の質を上げるというような、そういう取り組みをさせていただいているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 栃木市、自治体についても高齢化というのは日本全国なのですけれども、それに伴いまして、今後もこのサービスというのはやっぱり本当にいいサービスだなと私自身も思うわけなのですけれども、何か増えていくという傾向にあるのだと思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 過去の経年推移で見えていきますと、平成27年が年間の延べ食数で5万6,470、それが平成28年は6万908食という形で伸びています。当然ながら高齢者が増えていくという部分のところになれば、この食数も伸びていくという部分のところになるかというふうには考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 同じページのちょっと上になりますが、低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業費ということで10万円です。これは説明の中で、準備を行ったという事業のようすけれども、今後の事業にどうつなげていくのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は、低所得者の方ってなかなかお住まいの確保が難しいという、そういう部分のところがございまして、その住まいの確保の相談に乗るための国がつくったモデル事業がこの事業になります。基本的に今年度につきましても引き続きの補助の採択をということで今、国と補助協議をしている、そういう段階でございまして。補助が整うというような形になれば、市内で24時間対応できる事業所を窓口にして、いわゆる低所得の方を中心とした住宅の調整、あるいは保証人がいないとか、そういう方に対するときの具体的な相談、そのようなものなどを活動していくという形で検討している事業でございまして。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 準備をして、検討しているということなので、この平成28年度は実際にそういった住まいに困っている方の住居の確保とか、そこには至っていないということなのではないでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 平成28年度は準備期間ということで、国のほうで行った研修会、あるいは事業の説明会、そちらのほうに出席をさせていただいた費用でございまして。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） ちょっとページ飛びます。249ページ、3款2項5目なのですが、上段の部分、藤岡は一とらんど保育園の管理運営費ということで、この中に項目で送迎バス、運転手の費用ということで、178万円というところになっていまして、たしか記憶ではこれは途中からバスは廃止するという認識していたわけですが、いつ廃止されたのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） お答え申し上げます。

平成28年10月31日をもって送迎バスは運行を終了しております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、たしかまたその中の記憶で臨時的に走らせたときに保護者から運賃をいただいていたのではないかなと記憶しているのですが、その運賃ってどこの項目に入っているのですか、歳入の部分では。教えてください。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 20款5項4目の雑入でございまして。

○委員長（広瀬昌子君） ページわかりますか。

○保育課長（出井英男君） 168、169ページでございまして。送迎バス使用料ということで、ここに送迎バス使用料ということでございまして。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） では、行数と金額教えていただければ。

出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 申し上げます。上段から3行目の保育職員給食費等（保育課）（藤岡）で150万5,326円のうち送迎バス使用ということで17万5,000円が歳入として入ってございます。17万5,000円でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 理由はわかりました。この給食費という雑入の中に含まれているよ、17万5,000円が運賃ということで理解してよろしいのですよね。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） だから、この辺がちょっと見つけづらいというか、わかりませんよ。恐らく費用の大部分、多いところを多分記入していて、などと書いてあるのかと思うのですが、できればこういうのはわかりやすいように今後検討していただくとありがたいかなというのを要望させていただきます。

それで、質問続けます。この送迎バスがなくなったということで、このバスはどうするのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 送迎バスにつきましては、平成28年11月に管財課へ3台とも、まず赤麻保育園のは平成25年に廃車いたしまして、残り三鴨、部屋、藤岡の送迎バスにつきましては、平成28年11月に管財課のほうに引き継いでおります。三鴨保育園の送迎バスにつきましては、一時的に寺尾小学校でスクールバスで使っておりましたが、現在は管財のほうに戻っております。藤岡保育園の送迎バスにつきましても一時期寺尾小のスクールバスとして使っておったのですが、現在はやっぱり管財課のほうで所管しております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） では、利活用をしているという理解でよろしいのですね。利活用されていると、3台については。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） そのとおりでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 237ページの中ほどの子育て応援企業の登録制度事業費で6,801円あります。

本当に子育てと仕事の両立をできるという意味での事業者の理解というのは必ずこれから必要だというふうに言われますけれども、現在何社ぐらいがこの企業に登録をしているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答え申し上げます。

平成27年度で62社あったのですが、平成28年度では64社、2社増えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 働く人たちにとって非常にメリットがあるということになりますけれども、それには企業にとってのメリットというのがやっぱりないと、これが推進されていかないのですが、企業にとってのメリットというのはどういうところにあるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答え申し上げます。

基本的にはこの事業については、その会社がこういった事業をやっていますよ、子育て支援に推進をしていますという事業者を公表するというか、ホームページ等々に公表しまして、こういったふうにはこの会社は頑張っているというのを公表させていただいてということが一番のメリットではないかと思えます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 231ページなのですが、老人福祉施設等整備事業費補助金が2,400万何がしなのですが、これ説明によりますとロボット等の何か補助金が主なものというふうにお聞きしたのですが、このロボット等というのは介護される方なのか、それとも介護する方に対してのロボットが、これは今国と民間で共同開発等で注目されている分野かと思うのですが、その辺をお聞きしたいと思えます。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ロボットにも何種類かございまして、1つは認知症の方の話し相手になるようなロボット、これが1種類でございまして。もう一種類は、介護者の腰痛予防をするために腰につける、そういうロボットがございまして。最後3点目といたしますと、例えば認知症の方が移動したときとかに警報ブザーをお知らせするような、それも一応ロボットの一種の部分のところの枠組みの中で今回の助成の対象というふうにさせていただいております。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 利用者に対してのということだというふうには認識しまして、それではロボットにも種類がいろいろある中で国や県の補助金というのはどのぐらい出るのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は、この事業につきましては、国が新しく補助事業としてとり行いましたので、今回ここで歳出で出しております費用全額が国庫補助の対象という部分のところになります。今モデル的に取り扱いをしている部分のところでは、基本的には定額ではありま

すけれども、ほとんど自己負担分がないような形でこのロボットが導入できるような、そういう状況下になっております。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） そうですね。要介護者が増えている中で、本当に支援者のほうがどんどん、どんどん減っている状況ですので、市としてもロボットに対するいろんな手厚い補助等を含めまして、積極的に取り入れられたらどうかと思います。その辺はいかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 介護者が少ない、そういう部分のところの状況というのはまさにそのとおりでございますので、介護者の増の対策の一環としてロボットが有効であれば、それらのものについても市としても検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 247ページなのですが、中段です。保育所第三者評価委託事業がありました。これ1カ所の説明を受けたと思うのです。これ何か全部の保育園を対象だという意味ではないのでしょうか。まずご確認します。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） お答え申し上げます。

対象は全対象なのですが、この年度につきましては2園を対象としております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、いまいずみと西方をやったわけですね。この第三者委員会というのは、多分毎年毎年どこかを検査をするというか、そういう状況で理解してよろしいのでしょうか。だとすれば、例えば来年度はどこだとかってあれば教えてください。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 毎年2園選んで検査しておりまして、来年度の予定は都賀よつばとは一とらんどを予定しております。大体4年ごとにもう一回再検査するように、そういったローテーションを組んでおります。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 237ページの下の方なのですが、病児・病後児保育事業費ということをお伺いしたいと思います。病児保育、または病後児保育、非常にこれ有効な事業だと思いますが、スムーズに、例えばほかの保育園からの利用とか、それがスムーズにきちんできているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） ほかの園から、それにつきましてはスムーズにいつていると思います。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 自分のところの保育所ならば、保育園ならばあそこに預けやすいというのはあると思いますが、市内全域から病児・病後児保育を預からなければならないという事業になると思うので、その辺のところはスムーズにできているのかどうかというのを伺いたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 利用者の少ないときには地域の保育所への情報提供を巡回等実施したり、そしてそういったことをやりまして、対応するようにいたしております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） この保育については、自分のところの保育園ばかりではなくて、ほかからの保育園に入っている園児の利用も実績として大いにあるというふうに解釈をしていいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） そのとおりでございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） それでは、この利用件数をおわかりでしたら、お伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） まず、病児保育でございますが、フォレストキッズに委託しておりますのは238人です。病後児保育につきましては、認定こども園さくらについては36人です。それと、メリーランド保育園のほうは27人です。

以上でございます。

もう一度申し上げますと、病児保育につきましては238人で、病後児保育につきましては36人と27人でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 病児保育がフォレストキッズでやっております、病後児保育はさくら保育園、その2園で実施しているということによろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 失礼しました。体調不良時対応型となっております、とちぎメリーランド保育園さんで27人が入っています。ですから、病後児保育につきましては、こども園さくらさ

んで36人と、体調不良時対応型となるとメリーランド保育園さんで27人ということでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） よろしいですか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 241ページの母子生活支援施設措置委託料で348万円あります。DV等の施設の入所費用ということなのですけれども、行政に相談が来たりして、それをどこかに入所させるということなのですけれども、実はこの間県のほうの施設、パルティの北館のところに行きました。県の施設なので非常に立派で、部屋もたくさんあって、もう恵まれた施設であるのですが、そこに入所するのが結構厳しくて、なかなか入所できない事例もあるというふうに伺っております。市のほうで入所をする場合にそういった施設の入所等がスムーズに進められているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答え申し上げます。

スムーズに、委員おっしゃるとおりいろいろな方の問題、問題がいろいろ、DVでもやはり近くにご主人がいる、遠くにご主人がいるという、その家庭、その家庭によっていろんな問題があるというケースがありまして、最近は本当に警察の方も一緒に動いていただいたりなんかして、児相がメインで動いていただいているのですけれども、そういった意味で今のところうちのほうは職員もすごく力を注いでそういった施設に入所をするという方向で進めておりまして、この間もちょっと、余り詳しく言っては申しわけないかもしれないけれども、ちょっと場所を自分で見つけてきまして、入所ではなくて、自分で住居を構えますといったときに、DVの方がやはりちょっと見つけてしまったという、親族の方で情報が漏れてしまったということもあって、慌ててまた今度は母子寮にということで移送するという、移設をすることもありましたので、そういった意味ではうちのほうも鋭意努力をして、スムーズに行っているところであります。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 何か十分に施設が機能されているのかなという、ちょっと懸念もあったので、あと一カ所、宇都宮市と小山市にもありますよね。そっちは民間が運営をしておりますので、柔軟性は民間のほうがあるのかもしれないけれども、県の施設に関しては柔軟性というか、決まりの中での入所という縛りがあると思います。そういう意味ではどうなのかなという、ちょっと懸念があるのですが、その辺はどのように感じているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 委員おっしゃりますとおおり職員の中にもいろいろとジレンマはありますけれども、そういったものを払拭できるように努力をして、県の方、児相の方とよく調整をして、速やかに動けるように調整はしております。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今の関連なのですが、母子生活支援、これ平成27年度は多分決算で57万4,000円だったかと思うのです。今回が348万円ということで、300万円近くアップしているということなのですが、その要因をお願いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答え申し上げます。

平成27年度につきましては、新規で1世帯で、母子で1人、1人だったのです。平成28年度につきましては、その世帯とプラス、プラスというか新規にまた1世帯ということで、新しい方が1世帯で4人になったのです。そういったものを含めて2世帯分ということになっております。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ありがとうございます。

続きまして、245ページなのですが、中段の低年齢児保育事業費なのですが、この低年齢児というのは、多分3歳未満の子をいうのかなというふうに私は認識しているのですが、看護師の導入なのですが、平成27年度は栃木のみだったのです。平成28年度ですと、今度大平と都賀が看護師が導入されたということで、これは本当に好ましいことではないのかなというふうに思っているのですが、看護師いない岩舟、西方と藤岡ですか、この3カ所ではどのように対応されているのでしょうか。看護師がいないことによって看護師に対する対応。お願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 看護師のいない保育園につきましては、それぞれの対応ですが……申しわけございません。ちょっと確認しまして、また再度お答えいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 至急実態を調べて報告お願いいたします。

青木委員。

○委員（青木一男君） それでは、今導入されていない、看護師がいないところは、今後どのようなお考えなのでしょうか。予定等もおありかと思いますが、それがわかればお願いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 看護師につきましては、これから採用について検討いたしました上で新たな導入を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ということで、今看護師さんがいないところは、その看護師対応はできているという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 時間とりますか、それとも今答弁できますか。

〔「今お答えします」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） はい、お願いします。

○保育課長（出井英男君） 申しわけありませんでした。看護師につきましては、ゼロ歳児が多い園に配置いたしますが、別に配置しなくてもだめということはないのですが、とりあえずゼロ歳児の人数によって配置しておりますので、今後変動があれば配置いたしますが、現時点ではこのような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 変動があれば導入するというお話なのですが、あってもなくても、小さな子供さんを預ける保護者としては、看護師さんがいるところと、いないところとなるとやっぱり不安度が違うと思いますので、その辺をしっかりと考えていただいて、全てに導入できるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 以前にこれ条例に出てきた件ではないかなというふうに思うのですが、保育士が足りない中で看護師の資格があっても保育士としてカウントするということがあったと思うのです。だから、本来ならば保育士を入れなければならないということなのではないかなというふうに思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。違うのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 今大川委員の説明のとおり、保育士でなければならないところを看護師でもいいですよというものであって、看護師を全てのところに看護師として雇い入れるということではなくて、保育士としてというところだから、こちらの、もう一回協議をきちんと、議員もきちんと認識改めるようにして進めたいと思います。

では、この問題はまた改めて研究をさせていただきます。よろしいですか。この質疑はここで打ち切りさせていただきます。

次に移らせてもらいます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） いや、今3款をやっておりまして、251ページまでです。ここに質疑はございますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今保育関係になっているので、ちょっと保育関係を先やっっておうかな。いや後でやります。順番どおりやります。223ページですけれども、いつも質問しているのですけれども、人権同和対策、これ事業費として人権同和対策委託費と対策補助金、隣保館運営費、隣保館相談事業費、隣保館管理費、これが同和対策の事業だと思っておりますけれども、昨年部落差別解消法というのですか、部落差別解消の推進に関する法律というのが昨年12月ですか、公布されたとい

うことで、これはいろいろ問題がある、また法律だと思うのですけれども、この法律に対しての見解、まず聞いておきたいのですけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 大山人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（大山 勉君） では、お答えします。

昨年12月に部落差別の解消の推進に関する法律ということでできました。ただ、これにつきましては罰則等がない理念法ということでありまして、法律の目的とかも国の責務と地方公共団体の責務等をうたっている程度でありまして、これによってまだ国のほうは具体的な動きとかは見えておりません。ただ、この法律の中では地域の実情に応じて部落差別を解消するため地方公共団体に必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとするというふうになっておりますので、国のほうが具体的な動きがなくても、地方公共団体としてはやるべき必要があるのではないかというふうには感じております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 一応理念法という形で、国と地方公共団体の責務というふうに、が規定されておりますけれども、これは特に相談体制の充実とか教育及び啓発ということ等が、あと部落差別の実態に係る調査とかということが法律でなっているわけですからけれども、これまでと余り変わらないということでしょうか、栃木市の対応としては。

○委員長（広瀬昌子君） 大山人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（大山 勉君） 同和対策の事業が行われてきた時代は、地域内の生活環境が悪いということで、そちらの整備が主であったと。今回施行されたこの部落差別の解消の推進に関する法律については、そういったことではなくて、差別の解消をということでありますので、今まで特別な措置法が切れてからやっておりました一般の事業、人権の事業の中で同和対策もやっていたわけなのですが、それを継続してやっていこうというふうには考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 特にこの部落差別だけを別の、人権啓発とか人権問題として、これはこの予算をとっておりますけれども、別に男女差別とか、障がい者差別とか、そういった問題と、またこの部落差別というのは、これは人間がつくり出した差別で、これはもう15年前に特措法が切れて、差別自体はなくなったと国も判断したわけです。それがまたこれ復活して、法律の中に法律の名に部落差別解消ということ、名を打ってやること自体が部落差別を永遠に恒久化するような状況になってしまったと思うのです。今度法律ですと、財政的支援とか、そういうのは全くやらなくていいのだと、この内容を見ますといいのだと思うのですけれども、いかがなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 大山人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（大山 勉君） この法律の読み取りだけでは予算のほうとかは一切出てきません。ただ、現実問題とすると、平成25年にも人権問題の意識調査をしております、その中で部落差別があると思うかという回答と明らかな差別があるとか、どちらかといえば差別があるというのが30%以上の回答があったほか、最近ではインターネットに差別書き込みなどの事例が結構見受けられておりますので、いまだに差別問題というのが残っていることから考えれば、ほかの人権問題と同様ではありますけれども、これに対して、団体等に対してやっていただくのは同和問題だけではなく、そのほかの人権問題に対しても全て、いろんな人権問題に対してやっていただくというのを前提としてお願いしているものですから、そういったことで今後も進めていきたいなどは考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 質疑の途中ですけれども、ここで暫時休憩をいたします。

（午後 零時03分）

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎発言の申し出

○委員長（広瀬昌子君） ここで松本こども未来部長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

松本こども未来部長。

○こども未来部長（松本静男君） 先ほどの答弁の中で決算書の245ページ、低年齢児の保育事業についてご質問ありまして、回答のほうがちよっと曖昧になってしまいましたので、私のほうから再度補足説明をさせていただきます。

まず、制度上保育士のかわりに看護師を1人に限り配置できることとされていますが、公立保育園におきましては、看護師は現在そういった趣旨で設置しているものではありません。ただ、以前ゼロ歳児を9人以上預かる保育園におきましては、保育士のほかに看護師を1人配置をすることとされておりまして、これに基づきましてゼロ歳児を多く預かる園においては看護師を現在配置しております。現在は、基準が変わりまして、必ずしも看護師を配置しなければならないというわけではなくなりましたけれども、市としては当然保育の質を保つために、また基準上は要らなくなったとはいっても、どうしてもゼロ歳児を多く預かるということは、当然体調の急変とかそういうこともありますので、引き続き看護師を配置しているところであります。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） お聞き取りのとおりであります。よろしくお願いをいたします。

先ほど白石委員の質疑に対して答弁が保留されましたので、ここで大木市民生活課長に答弁を求

めます。

大木市民生活課長。

○市民生活課長（大木多津子君） ありがとうございます。午後もよろしくお願いたします。

それでは、休憩前の白石委員からのマイナンバーカードの普及促進のための今後の国の対策等についてお答えを申し上げます。

既に7月から試行として開始されているインターネットによる行政サービスの利用手続として、窓口に出向かなくても保育施設への入所手続等ができる子育て関連ワンストップサービスや罹災証明書等の発行手続が可能となっております。そのほか間もなく9月25日からマイナンバーカードを使った自治体ポイント利用制度を始める予定でございます。これは、一部の市町村に限っております。これはボランティア活動をした人たちに自治体が地元の商店街などで使えるポイントを付与する仕組みで、クレジットカードやマイレージなどの民間のポイントと合算も可能となる制度でございます。そのほかにもブロックチェーンいわゆる仮想通貨の技術の活用も検討しているということでございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 質疑を続けます。

ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） まず、231ページのシルバー人材センター補助金が出ておりますけれども、今議会にもシルバー人材センターから補助金のアップと、あと仕事の確保というのですか、そういう要望が議長宛てにも出ていますし、市長宛てにも出ているのだと思いますけれども、そこら辺の対応というのですか、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ここでの補助金はシルバー人材センターの運営経費、いわゆる事務局に配置されている職員の人件費等が主な補助の対象になります。また同じように今要請が出されている部分のところにつきましては、栃木市のシルバー人材センターは県内第2の受注量を誇っている大きなセンターでございますけれども、その中で公共の比率、公共の発注比率が若干他市町に比べると低いというような部分のところがございます、もう少し公共比率を高めることができないうような、そういう形でご要請をいただいている部分のところがございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 指定管理者制度が導入されて、今ではシルバー人材センターにそういった樹木の剪定とか、そういったものを頼んでいたのが、指定管理者の都合で別の業者に頼むとか、そういったことでもあるのだと思うのですけれども、ほかの自治体と比べて公共事業に対する、少ないということですので、そこら辺は今後指定管理者等も含めて協議する必要があると思います

けれども、いかがなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおりでございますので、予算編成等の際に財政局とも協議をしながら、なるべく多くの発注が指定管理者等からも出されるような、そのような形での調整をさせていただいているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） よろしく申し上げます。

それと、同じページで一番下、高齢者日常生活用具購入費等助成事業費ということで、旅券事務と同じような形で、これ総合支所も一括してこういうふうな形で今回決算になっておりますけれども、この日常生活の用具購入に対する手続というのですか、それは総合支所でも従来どおりやっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 予算につきましては、このような形で一本化させていただいておりますけれども、現在各総合支所に地域包括支援センターを置いております。保健福祉係と兼任という形をとっておりますので、そちらのほうで一定の福祉業務の窓口対応についてはなされるような形で。ただ、そこでは完結せずに受け取った書類がそこから本庁のほうに送られてくるといような、そういう連携の中で対応させていただいているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 3課体制になる平成27年までは、総合支所で手続から全部やれていたと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） おっしゃるとおりでありますけれども、内部の連携を密にすることによりまして、地域の住民の皆様の不便性、そういうものについては生じていないような形で進めているつもりでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ちょっと平成27年度の決算と平成28年度の決算見ますと、各総合支所の、ちょっと足してみたのです。そうすると、日常生活、今、平成28年度は180万円、平成27年度を計算すると250万円ぐらいになっているのかな。ちょっと金額的に減っていると思うのだけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 用品のいろいろな種類の中で小型暖房機という用品がございます。小型暖房機につきましては、当然そのときの季節の冬の寒さとか、そういう部分のところによっても増減が出てくるとい部分のところがございますので、平成27年度は小型暖房機の支出

が非常に多かったというような、そのような形でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 別に今本庁扱いになったから減ったということではないということでは理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

それと、次の233ページ、中段ぐらいに介護人材緊急確保対策事業費、これは平成28年度の補正で10月から始まったと思いますけれども、この事業の結果というのはどのようになっていますでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおり、昨年補正でつけていただいた予算でございまして、2月、3月に中高年の方向けの研修ということで研修を実施いたしました。合計で23名の方が終了という部分のところで、終了の資格を取りまして、シルバー人材センター初め市内の介護事業所等のお手伝い、ボランティア、それらのことで活動いただいているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今後総合事業とかを進めていく上では、こういったボランティアの方というかがどんどん必要になってくると思うのですけれども、そこら辺の今後の考え方としては、これは緊急確保対策ということでやったのですけれども、いかがなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 国の補助事業の名前が緊急確保対策というような、そういうところでございましたので、このような名称を使いましたが、今年度につきましても同じ研修を2回ほど実施をする、次年度以降につきましてもやはり介護人材の不足は顕著でございますので、定期的に事業を開催できるように努めてまいりたいと考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 研修の内容ですけれども、ヘルパー2級とか、そういった資格もありますよね。どういった研修をしているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 具体的には研修が大きく2つに分かれまして、まさに入門の部分のところにつきましても、約20時間の研修ということで、介護の概念的な考え方であるとか、大きなくくりでの福祉とは何かとか、調理の実習とか、そんなものを入れております。さらに、そこで介護に興味を持たれた方に技術研修ということで30時間の研修をベッドの乗り移りであると

か、車椅子の操作であるとか、それらの部分のところの研修を行っている。都合50時間ということで、従来のヘルパー2級が100時間ちょっとでございましたので、大体その半分ぐらい、中間ぐらいの時間配分のものということでお考えいただいていいかと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） こういった方々のボランティア的なあれで介護も今後考えていくということだと思いますけれども、ただ介護するというだけの介護士とか社会福祉士とかは違うと思うのです。その人がどういう状態にあるかというのを介護しながら見ていくということが必要だと思うのですけれども、そういった点でこういったボランティアの方というか、50時間の、仮に研修でどうなのかなということがあるのですけれども、いかがでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 介護の人材を育成していく、養成していくという過程の中では1つは裾野を広げることが大変重要かというふうに思っております。今回のこの事業は裾野を広げるというための事業という考え方でございまして、もう一つ専門性を高めるという、そういう考え方も必要で、これにつきましては市内のマロニエ医療福祉専門学校等と連携とりながら専門性を高めるための研修というものも別途企画しているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、その下、多機関協働包括的支援体制構築事業費というのがありますけれども、これ主要事務事業報告書にも載っているわけですが、これはこういった、まずは事業をやっているのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 私ども地域包括ケア推進課にいわゆる多機関で連携をとりながら進めていく包括化推進員という、そういう人たちを市内の法人さんからご協力いただいて、派遣で来ていただいております。具体的な事業は、その相談員さんを軸に、従来の役所というのは非常に縦割りの福祉行政で、老人は老人、障がいは障がい、児童は児童というような部分のところでもどうしても窓口が縦割りになっていた。そこを横軸をつなぐ、横の連携をとっていくために総合的にコーディネートしていく、そういう人を配置する、そういう仕組みをつくるということを実験的に行っていく事業でございまして。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 窓口というのですか、これはこの本庁にあって、そこからそこで業務的なことをやっているということよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 栃木市は、さまざまな福祉相談の窓口をおおむね直営でいろいろなところで持っております。そのいろいろな相談窓口がそこで取り扱った幾つかほかの機関

とも連携するような、そういう利用者の方については、私どものほうに報告をしていただいて、そこでその推進員が軸にその人に合ったさまざまな相談窓口等との調整を図りながら総合的なケア体制をつくっていくというような形で進めていく事業になります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは体制構築事業費ということで、今後も体制を構築するためにいろいろなことを考えていると思うのですが、どんなことを考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 昨年から国のモデル事業として始まった事業で、昨年、今年というのがモデルの一応の期間になります。この期間の間でまさに仕組み、考え方をどういうふうにしていくかという整理をいたしまして、これから栃木市に合った形でこの事業が、いわゆる栃木市もこれからは窓口が、うちは高齢しか相談乗らないとか、うちは障がいしか相談に乗らないということではなくて、まず最初の相談はどんな相談でも受けとめると。そこで受けとめた上で必要なところにきちんと結びつけができる。幾つかの機関が絡むようであれば調整員、そういう人を置いたセクションのところに連携をとりながら、そこで調整をしていくというような、そんな形でのワンストップ窓口というものを目指していく、そんなことで考えているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。窓口側も本庁ということでしょうか。総合支所とか、ほかの、他機関と言いますからいろんな機関に窓口というか、置いておくのか、その連携というのですか、それはどう考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 少し説明が悪かったのかなと思いますが、連携の窓口は本庁に置く、市民との窓口は全てのところが窓口になるという、そういう考え方でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。そこ行けば、いろいろな支援というか、いろいろな相談に乗ってもらえるということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 続きまして、学童保育ですから、237ページ、この学童保育事業費ということで載っておりますけれども、この学童保育を受けている児童というのですか、これは経年的にどんどん増えているという状況なののでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） はい、委員おっしゃるとおりでございます。年々増えておりま

す。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この学童保育については、ガイドラインというのですか、運営の指針というか、それは国のほうからも示されていますよね。今その定員とか、1人当たりの面積とか、そういうことが大体おおむね40人とか、1人当たり1.65平米でしたか、そういうふうになっていますけれども、そこら辺の今現在、現在というか各学童保育の施設では満たされているという状況でしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答え申し上げます。

委員おっしゃいますとおり基準におきましては40名で、面積的に換算しますと、1.65平米で換算はしておりますけれども、40人という定員で決めてしまいますと、なかなかちょっと入れない、学校によっては入れないというものができてしまうので、どちらかという面積の1.65で定員をほぼ決めさせていただいております。そこで大体の在籍数を決めていくような形でやらせていただいております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、おおむね40人というのではなくて、その施設の広さによって定員を決めているということで、指導員の配置というのですか、そこら辺はどういうふうになるわけ。やっぱり40人基準というか、それでやってオーバーした部分については、またプラスアルファということでやっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） おっしゃいますとおり30人以上は3人以上ということになっておりますので、基本的には余り、40人以下、30人以下というのが余りないのですけれども、そういったところでは3人ぐらいではありますけれども、基本的にはそれ以上に手厚く配置をするような形ではとっております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 市政年報を見ますと、40人を超えている施設もあって、多いところでは大平東が63になっているのかな、かなり多い。大平西第1も59人というような人数になっているのです。そこら辺、やっぱりこれはかなり定数をオーバーしているような感じはするのですけれども、それは大丈夫なのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 委員おっしゃいますとおり大平東学童保育につきましては、43人の定員のところ63人ということでありましたので、今年度、平成29年度からは東小学校の中に2部屋、2学童に分けて受け入れていただいておりますので、そのほうは解消させていただいております。

ます。大平西1のほうですけれども、面積的には先ほどお話ししましたように62人までは、面積的にはできるということで、ちょっと40人は超えているのですけれども、面積的にはちょっと窮屈ではないかなというところで、それでいて指導員もちょっと手厚く配置はしております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） なかなか施設整備も追いつかないというような状況で、そういったことで対応しているということですが、やはりきちとした国の指針というか、ありますので、そこら辺はきっちり守るような施設整備なり、空き教室もだんだん増えてくる状況でもありますので、そこら辺は考えてもいいのかなということがありますけれども、いかがなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 委員おっしゃりますとおり空き教室というか、余裕教室ということをおっしゃるか、学童保育ではというか、は学校側に要請はするのですけれども、なかなかそういう調整がうまくいかず、余裕教室は余らないということでありまして、少子化、少子化と言うけれども、そんなに子供は減っていないのだと、クラスはそんなにまだ減っていないのだというところがありまして、そういったもろもろをちょっと調整をしながら進めているというのが現状であります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 247ページの保育所管理運営費、これは保育所全体ですけれども、いつも質疑で伺っているのは、正規保育士と嘱託、または臨時の人数というのを伺っているのですけれども、昨年度、平成28年度はどういう状況でしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） お答えいたします。

今年の4月1日現在なのですが、正職員が98名で、臨時と嘱託合わせまして127名で、合わせて225名でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この正規と非正規の割合ですけれども、これは大体これは6割ぐらいが非正規が占めているということになりますか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） はい、そのとおりでございます。正規は一応44%で、非正規は56パーセントでございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） いつもこの改善、非正規の保育士の比率を低くしていくというか、改善を求

めているわけですが、これは平成27年度とすると、どのような形に、割合というのはどういふふうに変わっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 済みません。改善しております。数字的なもの申し上げますと、平成27年度につきましては35%の正規職員なのですが、平成28年度は38%になっていますので、改善されております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 努力はしているということかと思えますけれども、あと嘱託、臨時の処遇ですけれども、これは嘱託については一定程度の改善がされたのですけれども、臨時についてはやはりまだかなり低い状況だと思えますけれども、この点についてはいかが考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 去年から今年にかけて、臨時職員の賃金を若干上げまして、今後につきまして、処遇の改善につきまして、人事当局と調整しながらちょっと改善に向けていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 時給がわずか上がったと思うのだけれども、それでもかなり低い状況で、保育士不足も募集してもなかなか来ないというような状況にあるのではないかなと思えますけれども、そこら辺はいかがなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 確かに委員さんおっしゃるとおり保育士不足は慢性的でございまして、ただ潜在的な保育士さんって結構いらっしゃいますので、その保育士の掘り起こしではないですが、増やすことに協力いたしまして、潜在的な保育士さんを掘り起こした上で、確保を図っていければと考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 根本的には正規保育士に転換していくということと、あとやはり保育士の処遇改善を今後大幅に変えていかないと、定員を増やしても、定員まで預かれないというような状況にもなってきてしまうのではないかと思うので、そこら辺を思い切った改善をすべきだと思いますけれども、そういう方向で考えていただきたいと思えますけれども、いかがでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 委員さんおっしゃるとおり大幅な改善策、なかなか人が集まらないので、

施設はできても人が集まらなると、職員がいないとどうしても保育園が回りませんので、職員の改善につきまして、今後とも大いに検討させていただきたいと、前向きな検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） では、ないようですので、3款の質疑を終了いたします。

次に、4款衛生費中所管関係部分の質疑に入ります。252ページから265ページ。252ページから265ページです。

質疑はありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 257ページのエネルギー使用管理業務委託費についてお伺いいたします。これ東日本大震災後省エネを各施設で行うために、これ開始した事業だと思っておりますけれども、現在もどういった管理の業務委託をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） お答え申し上げます。

このエネルギー使用管理業務委託につきましては、原油換算量で1,500キロリットル以上を使っている事業所に国に対してエネルギーの使用の状況を報告するという形になっております。そして、そのエネルギーをいかに消費を減らすかという計画もあわせて報告する形になっております。国ですと、国には環境省を初めまして、経済産業省、あと農林水産省、厚生労働省、文部科学省と5省庁に報告しているところなのですが、それぞれの分野で報告をしているところでございます。栃木市においては教育委員会のほうとうちのほうと、環境課と2つで報告しております。エネルギーいかに減らすかということで、各施設一概に全部はできませんので、5施設ぐらいを調査をして、業者に委託して報告をいただいているところでございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 全部の施設ではないということなのですね。では、決められた施設の中でいかに毎年使用量を減らす努力をしているかという、数字上いろいろ出てくると思うのですが、この5施設だけが一生懸命省エネに頑張るということになってしまうので、全体の省エネにはつながらないような気がするのですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） これとまた別に市役所各課において、エコオフィス推進員という者を1名配置しておりまして、毎年1回は研修を実施しておりまして、紙の無駄や電気の無駄、あと水道

関係の無駄なんかを確認をして勉強しているところです。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 実際にこの効果と申しますか、そのエコ推進委員を配置して、努力している効果というのは実際にあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 昼休みの消灯なんかも、それ含めまして、あとコピーの裏紙を使うという形も各エコオフィス推進員に実行していただいているところです。まだほかにもありますが、ちょっと今言えるのはそのぐらいなのですけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 当時は、冷暖房についても非常に神経を使って調整をしたり何かというのをしていたと思うのですが、やっぱり喉元過ぎればで忘れてしまうというのが世の常だと思うのです。施設においても冷房がきき過ぎて寒いとか、そういうこともあるので、やはり徹底する、これからも徹底していかなければならないなと思いますが、その点推進する上で、今後どのような努力をしていかれるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 施設の省エネ関係は、今回補正予算で提出させていただきました調査事業、1,980万円で補正出させていただきますが、それで調査をやって、来年にかけては、来年度はそのいいところ、効果のあるところを省エネやるとか、そのほかイベントを多く開催して、省エネ関係で環境、CO₂削減等も含めまして、啓蒙、啓発をしていきたいと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 253ページで病院の関係なのですけれども、下から8行目ですか、病院群輪番制病院運営補助金について、特にこの下のほうなのですけれども、6,983万4,000円、この補助金については、余り質問したことないのですけれども、要は報告か何かあるのでしょうか。補助金に対してこんな状況報告というのがあるなら教えていただきたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） この病院群輪番制補助金につきましては、休日、夜間に重症の患者を診療していますとちぎメディカルセンターしもつがと獨協医科大学病院の補助金でありまして、年度末にその受け入れ件数等を報告しまして、その額に基づいて補助を出しているというものでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 多くはないのですけれども、結構お医者さんがいないということで、ほかへ回された、たらい回しというのではないのですけれども、慢性化のところが見えるように、私どもは結構情報が入ってくるのですが、そういうことに対して改善というか、そういうのはお考えなので

しょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 例えばしもつがにつきましては、どうしても当直医が夜間2人とか、医師不足という面があります。今後そういった救急医療体制の確保を図っていくということで、市とメディカルのほうで連携をしまして、大学病院等への医師派遣の要請を行っているところであります。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 今課長が言ったように結構市民は期待をしているわけです。やはりこれは前から慢性化だったのではないかなと思うのです。医師不足は、これ仕方がないとしても、やはり病院のほうの受け付け、受け入れ状態がやっぱりきちっとしてもらいたいというのは皆さん当然思っているわけなので、もうちょっと意見交換というか、目を据えてもらって、しっかりやってもらいたいというふうに要望しておきます。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 255ページです。狂犬病予防事業費でございませけれども、3,500円で狂犬病の予防接種を受けなさいということだと思っておりますけれども、これは任意でなく義務ということでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） お答え申し上げます。

これは狂犬病予防法に基づきまして、飼い主の義務となります。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） そうしますと、受けない場合は何か罰則というのはあるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 予防接種をしていただくというだけで、罰則はありません。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） では、参考にお聞きしたいのですけれども、それぞれの地域、栃木地域、大平地域、いろいろありますけれども、そこでの登録数と摂取率というのはのですか、を教えてください。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） お待たせしました。登録数が市内全体で1万143頭でございませ。これ今年の4月1日現在です。各地区の登録数と予防接種数、両方がよろしいですか。栃木地区が登録数が4,968頭ありまして、予防接種が2,941頭、大平で1,670頭登録がありまして、1,091頭が実施しております。藤岡におきましては1,088頭のうち585頭、都賀におきましては936頭のうち580頭、西方におきましては552頭のうち367頭、岩舟につきましては969頭のうち649頭という形でございませ。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 予防接種を受けるのに集団で受けられる会場というのがお知らせで来るのですけれども、それぞれの地域でどのぐらいの会場数があるのか、別々に教えていただければと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 栃木地域におきましては、春が19会場、秋が9会場となっております。続けて、大平が春が24会場、秋が6会場です。藤岡が春が16会場、秋が4会場、都賀におきましては春が6会場、秋が3会場です。西方が6会場の3会場、同じです。岩舟が18会場の7会場となっております。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） そういえば摂取率というのは聞いていなかったのですけれども、いいです。接種の数を聞いたので大丈夫です。こうやってざっと数字を挙げていただいたのですが、栃木地域は登録数も4,968、大平が1,670ということでかなりの頭数が違うのです。それにもかかわらず会場数が少ないということで、これは公平性に欠けるのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 確かに数からいけば会場は少ないかと思います。ただ、栃木地域には獣医師さんがいっぱいいらっしゃいますので、個別接種をされている方も多くいらっしゃいますので、それはさほど不都合はないかなと感じております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 結構不都合なのです。山間地域だと、今までは歩いていけたのだけれども、とてもではないけれども、歩いていけない距離になってしまって、結構お年寄りの世帯だけで動物を飼っている世帯というのもたくさんあるのです。そういう方はもう面倒くさいから行かなくていいやということになってしまうのです。やはりそういうことがございますので、栃木地域のこの会定数というのはちょっと余りにも少なくなり過ぎたのではないかなと、減らされ過ぎたのではないかなというふうに思いますので、今後もう一度ちょっと検討していただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 委員おっしゃるとおり確かに高齢者の方、特に寺尾、吹上地域の方からご要望があるのは確かです。ただ、実際問題獣医師さんが2人か3人同行していただいて、日数がとれないところもありますので、獣医師会とよくそれはもちろん調整をして、可能な限り獣医師会さんにはお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 済みません。また要望なのですが、春と秋に会場を分けてやっていただいていますよね。だから、春と秋に同じ会場ではなくても、例えば春にAでやったら、同じ地域の今度はBの地域でやるとか、そういう工夫ってできると思うのです。ぜひ検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 同じ255ページなのですが、一番上のとちぎメディカルセンター運転資金貸し付けの件なのですが、これは以前にもちょっと出たかと思うのですが、ちょっと私も再確認のために質問させていただきます。これ初年度が3億5,000万円ですか、その後昨年度に5億円で、今年度、平成29年度も5億円の貸し付けということになるのですが、今後この貸し付けに関してどのようなお考えをお持ちなのか。例えば限度額を設けるとか、年度を決めるとか、そういった形なのか、それとも永続的にという形なのか、お考えを聞きたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） この貸付金につきましては、5億円を一応上限として要綱で定めております。一応これいつまでもずっとということではなくて、メディカルセンターの経営、運営が軌道に乗るまでということをございます。メディカルセンターで現在5年間の地域計画というのをつくっております、その中では平成31年度末には黒字に転じるというような見込みでございますので、その辺をめどに貸し付けはしていきたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 例えば多分これ質問あったかもしれないけれども、平成31年度でめどということなのですが、その後も経営状況がなかなか厳しい状況で貸し付けなくてはいけないという状況の場合はいかがなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） それはその時点でもう一度メディカルとも協議しまして、メディカルの要望も、考えもあるのでしょうかから、協議をしなければならないと思いますが、そのようにならないように経営改善に努めるよう今後も働きかけていきたいと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） そのように希望するものであります。ただ、この件に関してなのですが、担保というのはどのように考えたらよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 貸し付けの条件としまして、メディカルが持っている資産、固定資

産なのですけれども、そこに栃木市が第1位で抵当権を設定するというふうになっていまして、担保、現在でありますとメディカルセンター新病院のほうに抵当権を設定しているというような状況でございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

茂呂委員。

○副委員長（茂呂健市君） 257ページですか、太陽光発電システム設置補助金ですか、これはちょっと私の認識不足かわかりませんが、1基幾らというのですか、何キロ幾らで補助金の率という、お金の出す金額が変わるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） お答え申し上げます。

1キロワット当たり2万5,000円で、4キロワット10万円が限度額となっております。

○委員長（広瀬昌子君） 茂呂委員。

○副委員長（茂呂健市君） 現在というか、今現状ですと太陽光も随分そのもの自体が安くというか、部品が安くなってきたということですが、それに対する対応は考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 来年度に向けましては、若干価格の見直しを検討するように今検討しているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 茂呂委員。

○副委員長（茂呂健市君） パネルも随分下がってきたというか、安くなってきていますので、そこから辺見直して、幾らかでも財源といいますか、市のほうに余裕ができればと思っていますので、ひとつ頑張ってください。よろしく申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 255ページで先ほどの旅券の問題と同じような問題ですけれども、母子保健事業費というのが、やっぱり一本化されているのですけれども、これは平成27年度は各総合支所にも事業費として載っていたのですけれども、これは一本化されても、その総合支所でも対応しているということでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 松長健康増進課主幹。

○健康増進課主幹（松長幸子君） お答え申し上げます。

平成28年度からは、市内3カ所で実施しておりまして、栃木の栃木健康福祉センター、大平の健康福祉センター、それと西方の3カ所になります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今までは総合支所でやっていたということ、3カ所に絞ったということですか。

けれども、乳幼児健康診査報償金というのがありますけれども、これが平成27年度はそれぞれ支所ごとに出ていて、それを合わせますと1,359万4,000円ほどになるのですよね、あれを足すと。今回807万円ということで、大分減っているのですけれども、この辺の、減っている状況があるのですけれども、これはどういう、総合支所からそういった3カ所になったという影響が出ているかどうか、そこら辺お聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 松長健康増進課主幹。

○健康増進課主幹（松長幸子君） 今まで6カ所でやっていた分を集約したことによりまして、先生のほうの報酬費とか、看護師とか、そういったものが全体的に減ったことによって減っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 別にサービスが低下したとか、そういうことではないと。ただ、そういう委託費みたいのが減ったと、3カ所にしたので。そうですか。わかりました。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 263ページで、ごみ収集事業費ということで、これはごみ委託収集事業費かな、ということで、これも平成28年度から一括管理ということになりましたけれども、これもちよっと計算すると、計算したら、これは増えているのかな。5億6,800万円ほどになっているのです。平成27年度を足してみたら、4億6,600万円ぐらいなのですけれども、かなり逆にこの委託料が増えているのですけれども、これはどういった原因なのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） お答え申し上げます。

平成28年度からごみの収集を市内統一しました。平日はもちろんですが、ハッピーマンデーとか休日は全て収集するようになっていました。あと、その収集回数を全部多くしたわけではないのですが、ある一定のところを多いほうで合わせましたので、どうしても1億円近い収集費用が増加してしまったということです。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 収集回数が増えたとか、そういったことで増えたということですね。それと、ごみ収集ボックスというのですか、大体自治会単位で、我々寺尾地区なんかはみんな自治会単位でボックスをつくって管理しているのですけれども、最近自治会から抜けている、入っていない人たちが多くなってきているということで、そこら辺の収集のトラブルというのですか、自治会抜けているから入れてはだめだよとか、そういった問題は起きていないのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 確かに自治会に加入されていない方がごみが出せないというご相談は年に何回かあります。ただ、自治会に入らなくとも別にごみステーションは設置することは可能です。

特にアパートなどは基本的にアパートとかはおおむね10戸以上にまとまれば、ごみステーションを設置することが可能であります。ただ、前提条件としてパッカー車が、収集車が通れるスペースがないのもちろんだめですけれども、切り返すところがあるとか、安全上運行問題なければ、そういうところでごみステーションの用地が確保できれば、設置することは可能です。あと一般住宅に対しては、もうちょっと戸数は多いのですけれども、20戸という形で基準を設けて、自治会に入らなくともそういう人たちがまとまれば、それでごみステーションを設置することは可能でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういった相談があった場合は丁寧に対応を行っているということでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 自治会の方からご相談があれば、自治会の方にお話はもちろんします。また、各自治会にクリーン推進員という方がいらっしゃいまして、ごみの集積関係は基本的にそのクリーン推進員さんにまとめていただいて、それでステーションを設置しましょうかという形でご相談をしていますので、相談に来られた一般市民の方に対しても、その関係で報告をして、ご理解をいただいているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 今の件で、ごみの収集で関連なのですけれども、増えたのは回収する回数が増えたという説明でございました。これは缶とか瓶とかそういう回収の回数が増えたというふうに記憶しているのですけれども、それに関して市民の評価というのはどのようにされているのか、わかるでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） お答えします。

以前ペットボトルとか缶が月に1回、3週間に1遍とかというところがありまして、どうにかして月2回にしてくださいというご要望がかなりあったのは事実でございます。そういう困っている意見をすくい上げて、昨年度できる限り回数を統一してやったものですから、これで今現在ではこれで少ない、多いというお話は今のところこちらまでは来ていません。おおむねいいかなというふうに感じております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 私も記憶がちよっと定かでないのですが、それを増やしたことで幾らこれ上がったのかわかりますか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 昨年と比較いたしますと1億150万5,000円程度だと思われま。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 増えたところの市民からの声で、例えば少ない家庭の中で生ごみはいずれにしろ缶とか瓶は置いておける、悪くならないので、そこまでする必要はあるのかという声も実はうかがっているのです。だから、1億円増えたことで本当にそれで費用対効果というのがあるのかどうかということももう一回ちょっと検討する必要があるのではないかというふうに思いますけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 委員おっしゃるとおり中にはそういう方も、市民の方から直接、クリーン推進員さんからとかもたまにお話はいただいております。次回の見直しときにはできれば経費節減をしたいと思っておりますので、減らす方向も検討したいと思っております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 茂呂委員。

○副委員長（茂呂健市君） 253ページなのですが、メディカルセンターしもつがの看板ですか、メディカルセンターは法人化になったと思うのですが、これ何で市のほうでやるのか、ちょっと意味がわからないのですが、教えてください。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） メディカルセンターについては、非常に広域性の高い病院ということで、市もこれまでさまざまな支援をしてきました。直接市民の方からも市のほうにわかりづらいので、案内板設置してほしいという要望がかなり来ていましたので、市道と県道の部分については、公共地ということで、市のほうで建てさせていただきました。民有地で出すといろんな賃借料がかかりますので、それについてはメディカルのほうで建てるように要請をしているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 茂呂委員。

○副委員長（茂呂健市君） わかりました。効果は見えていますか。お聞きします。

○委員長（広瀬昌子君） 福原健康増進課長。

○健康増進課長（福原 誠君） 病院のオープン当時は、本当にどこにあるかわからないというような苦情が結構あったのですが、最近はそのような声もなくなってきましたので、十分に効果があると思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 茂呂委員。

○副委員長（茂呂健市君） わかりました。何だかって言い方はないのですが、患者さんがなかなか増えないという形であるようですので、市のほうとしてもなるべくご利用になっていただけるように努力してください。お願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、4款の質疑を終了いたします。

次に、10款教育費中所管関係部分の質疑に入ります。332ページから345ページ。332ページから345ページです。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、10款の質疑を終了します。

次に、11款災害復旧費中所管関係部分の質疑に入ります。368ページから369ページです。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、以上で歳出各款ごとの質疑を終了いたします。

続きまして、歳入の所管関係部分を一括した質疑に入ります。78ページから169ページです。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 78、79ページで保育福祉費負担金というところで、収入未済額が出ておりますけれども、これは保育料の滞納とか、そこら辺が主なのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） そうですね。保育料の未済分が大部分かと思います。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 具体的には何世帯というか、が滞納しているというふうになるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 申しわけございません。資料を持ってきておりませんので、もう少し待っておいてください。

○委員長（広瀬昌子君） そろい次第お願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） では、ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまの結果の報告をお聞きしてから採決に入りたいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。

（午後 2時06分）

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 失礼しました。先ほどの回答をいたします。

収入未済額の大部分が保育料でございまして、滞納人数につきましては、公立が63名、民間が48名の合わせて111名でございます。滞納の理由といたしましては、前年度の収入で保育料が算定されますので、現在収入の環境が変わりまして、現在払えないという状況で、そういった相談が多かったのでございまして、そういった理由で滞納となっている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 次に、討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、この民生の常任委員会の所管関係分については、反対の立場で討論いたします。

まず1つは、平成28年度から総合支所が改編によって3つの課に縮小されました。その縮小した影響が先ほどの議論でも旅券発行事務がなくなるとか、そういったことにもつながっていると思います。合併時の約束がサービスは落とさない、そういった約束が守られていないと言わざるを得ません。

もう一つ、人権同和問題ですけれども、昨年12月に部落差別解消法というのがまた制定されてしまいましたけれども、これは理念条例であって、この部落問題を予算で別立てにして同和対策としてやる必要はないと思います。人権擁護の中で十分対応できる問題だと思っておりますので、この運動団体への補助金とかはなくすべきだと考えます。

第3点目は、マイナンバー制度ですけれども、なかなかマイナンバーの交付枚数が増えないと、また現時点でも7%程度ということで、市民にとっては何ら、市民生活にとっては全く問題ない、これがなくても問題ないと思います。逆に情報漏えい、またプライバシーの問題が発生します。そして、システムの維持などに莫大な費用がかかるということで、これ国の制度でありますけれども、このマイナンバー制度はやめるべきだという立場から反対をいたします。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 私は、所管の民生常任委員会のこの事業について、賛成の立場で討論をしたいと思います。

我々は、この民生常任委員会に委託をされている事業というのは、市民生活に密着した事業ばかりでありまして、高齢化が進む中でなかなかこの扶助費について削減ができない事業ばかりだと思っております。そういう財政困難の中で努力をされて、市民生活にきめ細かなサービスができていないかというふうに評価をするところでございます。しかしながら、今後ますます財政困難になっていくわけですから、先ほど質問いたしましたごみ処理の費用の削減に努力をされるとか、いろん

な制度の見直しによって、やはりこれからの扶助費の考え方というのを見直していかなければならないのではないかと思います。しかしながら、全体的に市民に対してのサービスがきめ細かなサービスができていると思われますので、賛成するものでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから認定第1号の所管関係部分を採決いたします。

本決算は認定すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	茂呂健市	青木一男	大川秀子	天谷浩明	小堀良江
	福田裕司				
反 対	白石幹男				

○委員長（広瀬昌子君） 起立多数です。

したがって、認定第1号の所管関係部分は認定すべきものと決定をいたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第6、認定第2号 平成28年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入、歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

ただいまから歳入、歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入のほうで、380ページですけれども、国民健康保険税の問題、いつも質問しておりますけれども、滞納世帯はどの程度あるのか伺いたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

平成28年度末現在で5,024世帯でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは加入世帯の割合でいうと、どの程度の割合になるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 約2割でございます、20.9%になります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 加入世帯の2割近くは滞納しているということで、かなり市民の負担感というのが強いのかなという感じがしますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 今回平成29年度に保険税率を若干上げさせていただきまして、今後の財政健全化に努めているということでございます。これも国保の財政健全化のための値上げということになりまして、これも滞納者が増える、増えないということにはかわりはありませんが、多少の負担もあるのかなというふうに思っております。ただし、滞納世帯につきましては、そういった、どうしても払うのが困難であるというような世帯もございまして、負担力があるにもかかわらず、支払わないという方も多数おりますので、そういった方につきましても、滞納整理のほうを続けてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 国保税が高過ぎて払い切れないという声はかなり市民の間から出ています。滞納世帯が2割に上っているということが数字であらわしているのではないかと思います。それで、これ一般質問でもやりましたけれども、資格証の世帯が昨年度は全国ワースト1位ということで、今現在どういうふうになっていますでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 今年の6月現在で交付率については4.19%ということで、資格者証は1,060世帯でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 去年よりもちょっと減っているということだと思いますけれども、それでも1,000世帯以上の世帯が資格証、事実上の保険証がないという状況ですよね。こういう自体があつてはいけないと思いますけれども、これに対する対応、短期証に切りかえていくとか、そういうことが必要だと思いますけれども、どういう対応を考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

資格者証を減らすということにつきましては、滞納世帯を減らすということが一番の重点的なことではないかなというふうに思っております。滞納世帯を減らすということについては、口座振替、

またはコンビニ収納等の推進による納付しやすい環境の整備、またきめ細かい納税相談、また納付指導等を行った上で財産調査、また差し押さえやインターネット公売など滞納処分の徹底も図ってまいりたいというふうに思っております。

また、短期証につきましても、できるだけ短期証のほうの発行を促進いたしまして、そちらのほうで納税相談等をその方たちとやってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） もう一つ、収納率が現年度で88.5%前後ということですよ。市民税のほうを見ると、98%とか、調定額から見ても92%ぐらいになっているのです。この差というのはどういうあれなのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 委員言われましたとおり収納率については、平成28年度で88.5%、これが一般被保険者の医療給付費分ということの現年度分のわけですが、昨年度については、88.6%、0.1%ほど下がっております。ただ、この収納率が低いということに関しましては、どうしても所得の低い方が多い、どうしても年金生活者等が多い、また非正規雇用者の方が多いというようなことも考えられるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ということは、やはり低所得者とか、年金生活者、そういった方が多いということで、やっぱり国保税が高過ぎてなかなか払い切れないというのが現状だと思いますけれども、いかがでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 国保税につきましては、市の国保を平成29年度については賄うだけの税負担を行っていただくということで、やむを得ないという判断のもと国保税を上げさせていただきました。どうしても相互扶助の国保の制度でございますので、市民、国保の加入者につきましても負担をしていただくということがどうしても原則になってございますので、その辺の負担についてはご理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これ命にかかわる保険制度ですから、そういった点では本当に払える国保税にすべきだと。私自身も今年から完全に国保加入者になって、最高限度額が来て、かなりこれは我々にとっても本当に、収入の2カ月分ぐらい取られてしまうわけですから、これはちょっと一般の、もっとぎりぎりの生活している方からすれば本当に払えないよと、こういう状況になるのだと思

ます。そこら辺もきっちり考えていただいて、一般会計から繰り入れなんかも今後考えるべきだと思いますけれども、いかがでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

一般会計からの繰り入れにつきましてはなのですが、どうしても国民健康保険という制度が被保険者の支え合いによる相互扶助の制度ということが原則になっております。医療費等の費用については被保険者の皆様に保険税としてご負担をいただくということを原則としてやっているわけでございます。一般会計からの法定外繰り入れについては、国保以外の市民の負担を求めるものでございまして、国保以外の市民にとりましては、保険税を二重に負担するということになりますので、税負担の公平性を図る観点からも慎むべきものと考えております。また、法定外繰り入れにつきましては、市の財政を非常に圧迫することになっておりますので、一般会計からの繰り入れについてはできるだけしない方向で考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりましたとは言えないわけですが、そこで403ページで赤字繰り入れが出ています。一般会計繰入金で3億5,000万円ほどなのですからけれども、当初7億6,000万円と見ていたと思うのですけれども、約半分になっているわけですが、この原因というのはどういうことなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 一般会計からの赤字繰り入れにつきましては、3月補正で減額をさせていただきました。当初予算ですと7億6,600万円ほど、3月補正で減額の4億1,260万円ほど減額し、最終的には3億5,360万円というふうになってございます。この理由につきましては、何といたしましても被保険者数の減少ということが大きな影響があるということと、また療養給付費の減額と、当初見込んだよりも若干下回ったということと、恐らく3月補正で同時に減額しているかと思うのですが、そのようなことが影響していることによりまして、赤字繰り入れのほうも減額をさせていただきましたところでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、今の答弁にもありましたように医療給付費も、これは保険給付費か、416ページ、かなり補正で4億6,000万円ほど減額して、実際のところ123億円ですか、支出済額と。去年からすると3億3,000万円ほど減っているのです、給付費が。この原因というのは、要因はどういうふうに考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

医療給付費の減額についてなのですが、これについては総額での減額になってございます。総額といいますと、被保険者数が減ればその部分もちろん減るということになりますので、これについては医療費が減ったという考えではなくて、1人当たりの医療費がどうなのかというところでございますが、この辺については、なかなか減にはならない、まだまだ上昇しているという状況でございますので、その辺からしますと、トータルでは減っていると。ただ1人当たりでは若干増えているということでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 加入者数が減った分だけ減ったと。1人当たりの医療費というのは、ちょっと上がっているということですが、具体的にはどういうことになっていきますか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

平成28年度の1人当たりの医療費ということなのですが、こちらについては33万3,560円というような平均値が出ておりまして、前年度対比で見ますと101.4%というふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 国保会計については、反対の立場で討論いたします。

先ほどの質疑の中でも滞納世帯が加入者の2割に当たる世帯が滞納していると。そして、保険証を事実上取り上げられる資格証も1,060世帯ということで、かなりの国保税に対する負担が限度を超えている状況だと思います。こういう中に当たって、平成28年度は3億5,000万円の赤字繰り入れをしましたけれども、引き続き一般会計からの繰り入れを実施して、本当に払える、市民が払える保険税にしていくべきだと思います。このままですと、やはりどんどん資格証が増えていくという状況は余り国民皆保険という制度を崩す要因にもなります。そういった点からしても、国保税を払えるようにもっと引き下げをすべきだと考えるところで、この国保会計には反対をいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 私は、この保険制度について、国民健康保険制度について賛成の立場で討論をいたします。

この国民健康保険というのは、国民皆保険、誰もが入れるという保険で、やはりすぐれた制度だ

と思うのです。実際に医療を必要とした場合、私も経験ありますけれども、高度医療適用申請ということで、本当に所得に応じて1カ月に8万円とか、それ以上の場合は全部国保のほうで適応されるということで、実際に使ってみて、これはすごい制度なのだな、被保険者にとってとても助かる制度であるなというのを実感しております。ますます医療費が上がる中で、先ほどなぜ1人当たりの医療費が高くなってしまっているのかというのは、やはり幾つか要因があると思いますけれども、高度医療になってきているということと、高度医療が国民健康保険の適用になっているという要因があって、全体の財政を圧迫しているということになっているのだろうと思います。そういった意味ではやはりいかに健康寿命を延ばして行って医療費を削減するかということが重要であるというふうに思いますので、栃木市でもデータヘルス計画とかいろいろありますけれども、ぜひ医療を、これは当然高齢化になってくれば医療も必要になりますけれども、なるだけそういう健康寿命でいられるような、まずは予防ということに力を入れて、医療費の削減をしていてもらいたいと思います。この国民健康保険の会計については、これは何でもかんでも必要な制度であると思えずし、これからも健全な財政経営をしていかなければならないと思いますので、賛成をするものがあります。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから認定第2号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	茂呂健市	青木一男	大川秀子	天谷浩明	小堀良江
		福田裕司				
	反 対	白石幹男				
〕						

○委員長（広瀬昌子君） 起立多数であります。

したがって、認定第2号は認定すべきものと決定をいたしました。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第7、認定第3号 平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入、歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入、歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 450ページで、やっぱり後期高齢者医療保険料ですけれども、現年度特別徴収は100%というのですけれども、普通徴収については100%ではないと、98.4%ということですが、この滞納している世帯というのは、世帯というか人数ですね、これは、何人ぐらいいるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

平成28年度で滞納者数につきましては74名でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） こういう人たちというのは、国保では滞納が1年以上続くと事実上の保険証取り上げになってしまいますけれども、この後期高齢者については、そういった対応ではないと聞いておりますけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） お答え申し上げます。

後期高齢者医療につきましては、資格証明書は発行してございません。栃木県については、短期被保険者証を発行してございますので、医療機関には通常の医療が受けられるということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから認定第3号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は認定すべきものと決定をいたしました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第8、認定第4号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入、歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入、歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） ここも保険料のところで、480ページですけれども、やっぱり普通徴収では収入未済になっております。88.4%と、収納率がということでありますけれども、これは何人ぐらいの1号保険者滞納になっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 平成28年度決算で689名です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） こうした滞納している方々が介護保険の認定を受ける場合は、何かハンデとか、そういうことがあるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 幾つかのハンデの部分があるのですが、まず1点、現年度分の、今言った人数は滞納になります。現年度分滞納している場合につきましては、基本的には介護保険現物給付の制度になります。サービスを使うときに1割ないし2割の自己負担でサービスが使える形になりますが、それが償還払い化するという部分のところで、全額本人が立てかえをすると、そして保険で9割ないし8割を戻すという、そういう段階がまず第1段階であります。第2段階になりますと、一時的にサービスの差しとめ、これは差しとめの量をどうするかという問題が出てきますけれども、そういうものを行う形になりますが、全額差しとめをするかという、決してそういうことではなくて、第3段階として差しとめた分の給付予定額と保険料の相殺という措置をとります。つまり保険料の滞納が例えば3万円ありましたといったときに、本来その人が3万円分の保険を使ったという部分のところというものについて、3万円分相当を差しとめればその部分のところについて、保険料の滞納の部分のところと振りかえをするというような、そういう制度というものをとる形になります。そういう段階で現在サービスを使っている方については、ハンデがつ

くと。

もう一点、介護保険は今言った現年分のところというものについては、まだ納めていただくことも可能になりますが、2年間で消滅時効ということで、2年以上さかのぼって介護保険料を徴収することができないという制度になっております。そうしますと、過去に滞納のあった方とずっと完納されてきた方と、ここに差があっては不公平がありますので、その部分のところにつきましては、過去に滞納があった方については、滞納の期間に応じた部分のところだけ給付率を7割りに下げます。自己負担3割という部分のところ、いわゆるサービスを使ったときの自己負担割合を上げるという、そういう手続をとります。そのような形で介護保険の部分のところについての滞納があったときの対応というものはする形になります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この普通徴収の方の収入というのは、年金で月1万五千幾らでしたっけ。かなり年金だけではやっていけないという状況ですよ。そういった中でやっぱり介護が必要とされるとき、ちゃんと受けられる、そういう何か支援というのですか、そういうところは考えないといけないと思いますけれども、独自の支援策というのはいかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） まず、基本的には介護保険保険制度でございますので、一定の条件というものは賦課されます。先ほど言いましたように特別徴収は、年金を年額18万円以上支払いをしている、18万円以上の年金を受け取っている方が特別徴収の対象になります。それ以外の方については普通徴収ということになりますので、年金額で言うと1万5,000円、そういう額の方になります。ただ、この普通徴収の方については、制度上世帯主ないし配偶者に連帯納付義務というものが課せられますので、まずそれらの方と連帯して納付をしていただくという部分のところというものの取り扱いになります。続いて、介護保険というのはあくまでも保険制度ということで申し上げましたが、我々地方自治体とすれば介護保険に合わせて、市町村でさまざまな独自の福祉制度というものをとっております。そういう意味では、介護保険制度の趣旨を曲げない、滞納している方、そういう部分のところについてはきちんと完納していただくという、そういう思いを持ちながらも、やはり福祉、生活という部分のところ、欠ける点があれば、それは市町村独自の福祉施策のほうでフォローしていくというような形で、総合的に対応していくという部分で考えを整理しているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 保険給付費のほうに移りますけれども、514で地域密着型介護サービス給付費というのは、かなり去年よりも増えているのですけれども、平成27年度よりもかなり増えているのですけれども、こころ辺はやっぱり施設が、サービスが充実してきたということでよろしいので

しょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 大きく2つ要因がございます。1つは、定員29人以下の小規模の特別養護老人ホームにつきましては、通常の介護保険施設とみなさず、この地域密着型サービスというところで支払いをしていくという部分のところになりますので、まずそれが増えているということ。

それともう一点、定員が18人以下のデイサービス、通所介護の部分が通常は一番上の居宅介護サービス費というところから出していたのですが、平成28年からこちらのものがいわゆる地域密着型サービスという部分、地域密着というのは市町村が指定をして、監督をしてという、そういうサービスに切りかわったという部分で、その関係で地域密着サービスが大きく伸びている要因になっております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 526ページですけれども、介護給付費準備積立金、これは今決算書で見ると平成28年度末で4億1,960万円かな、そういうことになっておりますけれども、来年度は第7期が始まるということで、保険料の検討がまたされるということですのでけれども、この準備基金を、積立金を利用というのは利用して、安くしていくという方法が考えられると思いますけれども、どういふふうに対応するのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 第6期、今進めている介護保険の計画の部分のときにはこの準備基金を取り崩して保険料を抑えるという、そういう措置をとりました。今第7期の計画を策定中ではありますが、この第7期の計画において同様の手続をとっていいかという点については、まだ国、県から指示はされておられません。そういう中では不透明なところがございますが、恐らく同様の取り扱いを進めるという形であれば、4億円強の基金を持っておりますので、何らかの形で活用しながら保険料の上昇抑制には努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、532ですけれども、認知症初期集中支援推進事業費というのが25万9,000円当初予算で、支出済みが1万3,280円という、ほとんど使われていない状況ですけれども、この点は原因というのは、それはどういふことなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 認知症の初期集中支援の部分につきましては、認知症に早期に対応することが必要だということで、これはこの第6期、今年度までの計画の中での重点項目に挙げています。その中で、昨年度についてはこの集中支援チームというものを立ち上げようという部分のところでの準備経費ということで予算取りをさせていただきました。その準備活動の中で

おおむね医師会等の協力を得て、医師の研修等も済みまし、また体制もある程度固まってまいりまして、実は今年度正式には、これから10月ぐらいを目途に初期集中支援チームの立ち上げ、稼働ということに進む形になりました。昨年時点ではこの準備経費の中で職員が研修を受ける研修旅費ということでの支出をさせていただいたのみであります、費用は使わなかった部分のところも含めて準備についてはさせていただきましたので、今年度に立ち上げということに至った、そのような状況でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 推進していくという点では問題がないということで理解をさせていただきます。

あと、次のページの534ページ見ると、これもかなり減額、当初予算は240万円でしたっけ、それが補正されて、最終的には18万5,760円に減ってしまったのですけれども、ここら辺のことはどういう状況なのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今の事業につきましては、認知症地域支援ケア向上事業という部分のところのものでございますけれども、まず認知症の方に対して、医療機関と定期的な協議を持つ、そのような場の設定というものをさせていただきました。ただ、この部分のところにつきましては、医師会等のご協力もいただきながら、市の予算を使うということがない、そういう状態の中でさまざまな協議を重ねさせていただきました。今回のこの費用の部分のところにつきましては、医師会と共同で作成いたしました「認知症ケアパス」という冊子をつくりまして、その冊子を印刷、配布をするという部分のところ、この冊子を1,000部ほどつくらせていただきましたが、その費用の部分のところというものがこちらで中心になっております。

未執行だったものとして1件、認知症カフェという部分で、認知症の方、ご家族の方が気楽に、ちょっとお茶飲みなんかをしながら話ができる場づくりというものを想定していたのですが、こちらは市内の介護者の団体等と協議調整をしたのですが、なかなか立ち上げまで至らなかったということで、未執行になっております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その同じページで家族介護継続支援事業費で紙おむつ給付、これが現物給付で宅配になったのでしたっけ、平成28年度から。ここら辺の制度を変えたということでの効果というのですか、何かありましたらお聞かせください。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） この事業につきましては、今お話出ましたようにこれまで現金給付だった紙おむつの購入の部分のところにつきましては、紙おむつの現物を配送するという、そういうふうに制度改正をしたものであります。平成28年度の実績といたしますと、1,347人の方

が利用されております。利用者の声というものを定期的に拾い上げをしていく部分のところというものもしてまいりましたが、特に買い物等がなかなか難しい郊外にお住まいの方等については、配達していただいて大変便利だというような形でいい評価をいただいた部分のところというものがございませう。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 昨年の実績が3,951万8,500円という、平成27年度の決算を見ますとなっているのですけれども、若干減っているのですよね。そこら辺の要因というのはどんなものがあるでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おむつの現物給付という形になりますので、病院に入院をしている、施設にショートステイで行っているというときは、それが月の過半数を超えますと、現物給付の対象から外れます。これは病院、あるいは施設は病院なり施設のほうからおむつが賄われるという形になりますので、重複給付を避けるためにそのような手続をとります。そうすると、そういう方という部分のところというものは、実際実額として減っていきますので、対象そのものというものは変わらない、現金だとその辺のところのチェックがどうしてもし切れなかった部分がある意味内容とすれば適正化されたというふうな、そういう判断をしているところでございませう。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、今までは領収証というか、持って行って、なったということで二重支給ではないけれども、そういった部分もあったということなのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今までは領収書というよりも現金を一律に振り込んでいるという手続をとっていました。ご本人からの申し出で、いわゆる自宅にいたのか、病院にいたのかというそういう部分のところについての申し出をいただいて、それで確認をとって入院されている方等については除いて現金を給付するという仕組みをとっておりましたが、今回まさにおむつを届けに行きますので、そこでいなければどうなっているというようなそういう部分のところの話になりますので、そういう意味で適正化されたというような表現を使わせていただきました。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 同じページの535ページの高齢者地域見守り支援事業費で意向調査をしたということなのですが、これは対象者はどういう方を対象に行ったのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） これについては、まさに地域支え合い条例をもとに活動していく部分のところ、それぞれサービスを使っている、介護サービスを使っている、身体障がい者手帳持っている、高齢者のみでお住まいだ、独居でお住まいだという方にその名簿に載せていい

か、悪いかという部分のところの同意、不同意というものの確認をとらせていただいた事業でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） これたしか民生委員さんとか、そういう方が行ったということでもよろしいでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 委員おっしゃるように高齢者の独居世帯、夫婦世帯につきましては民生委員のご協力をいただきましたが、介護保険の認定者、身体障がい者等の手帳所持者については、これ民生委員でもなかなか対応が難しいものですから、こちらは郵送調査ということで調査をさせていただいた部分がございます、その関連の経費がこの経費の中の主なものになっております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） そうしますと、これ支え合い条例の中で実態を知るということだと思いますけれども、地域ケアシステムとか何かの中でアンケート調査が、ここで意向調査がどういう形で生かされていくということになりますか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 第1点は、この意向調査を確認した上でご同意をいただいた方につきましては、その地域が支え合い活動をして名簿が必要だというときには、自治会の皆さんのところにその名簿を提供することができると、その名簿の提供をもとに地域に応じた支え合い活動をしていただくというような、そういう形のものを行う、そういう効果が出てくる部分になります。要は支え合い活動をしていく上で、一番の障がいとなるのが本人が嫌だというふうに言っている、そういう方がなぜ私がひとり暮らし、なぜ私が認定を受けているという情報を知ったのだという部分のところ、これを自治会、町内会等の人には知られたくないと、そういう方がいらっやいますので、そういう部分のところというものをきちんと配慮するためにまず同意をとるとい、そういう部分のところの活動というものを全部行って、同意をいただいた方の名簿が今提供されるという、そういう形の仕組みになっているという部分です。これなるべく多くの方にやっぱり同意をいただく、そういう必要性というものがございますので、この同意をいただくための努力ということで、隣近所で活発な支え合い活動が行われているということ、やっぱり地域が盛り上がっていくという部分のところの中でお住まいの方感じていくかと思っておりますので、そういう意味では地域でさまざまな活動が起きるような、そういう啓発等も含めて対応してまいりたいというふう考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） そういうことであれば、先ほどの民生の一般会計のところに出てきたかなと

と思いますが、8つの自治会しか名簿が行っていないということなので、実際に地域の中で支え合いを行うにはちょっと不足なのではないかなというふうにと思いますが、今後これ推進をしていくということになっていかなければいけないと思うのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおり、いろいろな意味でPRは重ねていかなくてはいけないと思いますが、ただ名簿を取得していない自治会でも何の活動もしていないかというところ、そういうわけではなくて、活動をさまざまな分野でしているという部分のところがいろいろあります。ただ、名簿を取得して訪問活動をするまではまだ熟度が高まっていないという、そういう部分のところがございますので、今私どものほうで進めているのは、自治会に出向いていきまして、そこで話をさせていただいて、まず今どんな活動しているか、そしてその活動を少しずつ発展させていくことができないか。例えばどの地域でも敬老会大体やられていますので、敬老会年に1回ではなくて、今度は3か月に1回ぐらい何か訪問するような、そういう部分のところが敬老会の対象者の方からやってみたらどうだろうとか、そういう活動が進んでいけば今度この名簿を活用した全体的な支え合いにつながっていくのかなという部分のところで、そんな啓発を少し、時間がかかりますけれども、そこは時間をかけながらやっていかないとなかなか根づかないという部分もあるかと思っておりますので、そんな取り組みをさせていただいているところであります。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ちょっと戻ります。533ページですが、中段上なのですけれども、権利擁護事業費であります。これについての内容を、どのようなことがあって、それに対して効果、またその非常勤職員、職員というか、報酬がありますが、数名なのか、ちょっとお聞かせ願います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） この事業につきましては、地域包括支援センターの中で権利擁護というのは1つの大きな柱として位置づけられています。ここで予算化をしているのは市が非常勤職員として雇用している2人分の賃金という形になりますが、それとは別に派遣で来ている社会福祉士等が社会福祉の業務の傍ら、この権利擁護事務に携わったりというような部分のところがございまして、権利擁護事業につきましては、それぞれ相談活動というものが軸で栃木地域、幾つかセンターございまして、そちらのほうで451件、年間で相談に応じていると。それぞれ大平で32件、藤岡で68件、都賀で38件、西方はちょっと少なくて2件という数字でございまして、岩舟で34件、合計で全域で625件の権利擁護に関する相談活動を各地域包括支援センターが行っているというような状況でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） もうちょっと、わかりにくいので具体的に、この権利、例えば資産だとか、そういういろいろありますよね。どういうところが主なのかちょっとお聞かせ願います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 権利の中で多いのはやはり福祉的な業務でございますので、いわゆる身上監護と言われる虐待であるとか、その人が地域で暮らしていくときにさまざまな家族なり、近隣の方からいろいろと妨げを受けているとか、そういうような部分、それと今おっしゃったような財産管理の部分のところも一部相談の中には入ってまいります。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから認定第4号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は認定すべきものと決定をいたしました。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第9、認定第5号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきまして歳入、歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入、歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 556ページで介護予防計画委託費ということで、指定事業所へ委託しているということですが、大体この会計がサービスをつくるというだけですね。歳入として549ページに計画費収入ということになっておりますけれども、こちら辺の関係というのはどういうふう

になっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今おっしゃいましたようにこの会計そのものというのは、地域包括支援センターが要支援者のケアプラン等をつくったときにその部分のところの費用の支払い、あるいは収入、これをこの会計で受けるという会計でございます。先ほどまず歳出のところでは出ました部分のところというのは、この要支援の人に対するケアプランというものは、直営で地域包括支援センターがつくること、あるいはその業務の一部を要介護の人のケアプランをつくってくれる事業所に委託をすることができるという、そういう部分のところの規定がございます。本市につきましては、直営で事業をやっているのですが、なかなかこのプランをつくるという部分のところの全部、一から十まで市がやっていくというのは非常に人員等も必要になりますので、この部分のところを委託をするという形で、実は9,927件分の委託をここでさせていただいたと。実際収入の、先ほど見ました548ページの部分のところにつきましては1万339件分の収入がございます。つまり本来包括支援センターが委託をしないで直接やった部分のところも含めて収入で入ってきたものがこの1万339件という部分。だから、1万339から9,927を除いた分、余り数は多くはございませんが、その部分のところというのが包括支援センターが直営でプランをつくって、そして国保連のほうから報酬をいただいたものというような、そんな形になっております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、ほとんど委託していると、計画をつくるのには。直営でやっているけれども、委託というような、そういう状況になっているということで、支障は余りないのですか。支障というか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 地域包括支援センターの業務は多岐にわたっておりまして、先ほど出ました権利擁護の関係であるとか、あるいはさまざまな処遇の難しい方の総合調整であるとか、あるいは介護の予防の活動を推進していくとか、そういう部分のところがございます。その中の一環としてこのケアプラン作成というものもございますけれども、ある意味、餅は餅屋でケアプラン作成の部分、ケアマネジャーさんのほうが得意な分野もございますし、市が直でやっている部分のところというのは介護予防とか、権利擁護とか、そういう部分が得意分野でありますので、この分委託したところの力を逆に介護予防なり権利擁護なり地域包括支援センターのほかの事業に十分充てているというふうな部分のところで、特にこの部分のところが委託になったという部分のところでの支障は現在生じておりません。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから認定第5号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は認定すべきものと決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（広瀬昌子君） 以上をもちまして、当常任委員会の審査は全て終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 3時19分）